

平成24年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

開 議 平成24年6月11日 午前9時1分宣告（第4日）

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成 2 4 年 6 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 2 4 年 6 月 1 1 日 午前 9 時開議

日程第 1 一 般 質 問

議長 （永田 耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。一般質問は、通告順とします。

3番松浦隆起君の発言を許します。

3番 （松浦 隆起君）

おはようございます。3番松浦隆起でございます。通告に従いまして今日は3点、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、具体的項目に入る前に、質問をさせていただくに当たりまして、これまで質問してきた中で、最近感じていることがございますので、1点だけ申し上げさせていただきますと思います。

我々議員は、それぞれ何百人という町民の方の負託を受けた町民の方の代表として、この場に立たせていただいております。当然、そういった意味からいっても、私たち議員にはこの議場における発言、そして議決に対する一つ一つの行動に、大きな責任が伴っております。私もその責任の重さをしっかりと胸に置いて、佐川町の発展と住民の方にとって住みよいまちづくりに向けて一助となるよう真剣に取り組んでいるつもりでございます。

町長初め、執行部の皆さんには、ぜひ、その議員の一つ一つ質問の、そして提案を重く受け止めていただいて、心ある答弁をいただきたいと思っております。議員からの指摘や提案が、本町にとって、本当に価値があるものかどうか、ぜひ、しっかりと検証をされたうえで、結論を出していただきたいと思っております。

「検討します」という答弁の場合、ほとんど事実上そのまま前進しないというのが私の実感でございます。ぜひ、議員の発言の重さを十分受け止めていただいた上で、答えを出していただきたいと思っております。

それでは、質問に移ります。

1点目に、協働のまちづくりへ行政側の取り組みについてお伺いをいたします。今回質問をさせていただく協働のまちづくりへの職員の参加の取り組みについては、22年3月定例会において、1度質問をさせていただいております。

具体的には、佐川町在住の職員の方が、自分が住んでおられる地

域・部落のさまざまな情報、この道路が危ないであるとか、また部落長を通じて、地域の要望等を報告書の様式に沿って、例えば2カ月に1度、3カ月に1度といったペースで報告をしていただく。職員の方の住んでおられない部落に関しては、近隣の部落に住む職員の方が報告を上げるようにする。そして、上げられた情報を担当課に回し、緊急性のあるものから取り組んでいくといったものであります。

日常の生活の中で、自分の住む地域の環境に目を配っていただいて、2カ月に1度ないし3カ月に1度報告をしていただくことは、それほど負担になることではなく、可能なことではないか、との観点から質問をさせていただきました。

町長からは「広報の配布時に、部落長から要望などを聞くハンド・トゥ・ハンドの制度を今後拡充しながら行いたい。職員を組織立って配置するのは困難性がある」という答弁をいただいております。

そこで、まずお伺いをいたしますが、23年度、このハンド・トゥ・ハンドの制度を通じて、何件ぐらいの要望があり、実際に手を打つことができたのはどれぐらいとわかっておれば、教えていただきたいと思います。

総務課長（岡林 護君）

おはようございます。お答え申し上げます。ハンド・トゥ・ハンド、職員がですね、広報等を部落長さんに配付するというのを、手から手へということでハンド・トゥ・ハンドと申し上げておるんですけど、実際に、部落長さんのところへ届けたときに、部落長さんが留守であるとか、それから本来のハンド・トゥ・ハンドの趣旨といいますか、そこで部落長さんからいろんな話を聞いたりとかいうことができてない、必ずしもできてないという現状は確かです。

先ほど言いましたように、留守であるとか、もしくはその本来のハンド・トゥ・ハンドの趣旨が体现されてないとか、そういう現状にあることは確かです。先ほど何件ぐらい、そういうハンド・トゥ・ハンドを通じて要望があったのかという御質問ですが、私のところには具体的な数字としては上がってきておりません。

ただ、そういう要望があってる現状はあるかもわかりませんが、それが、いわゆる私のほうにとかですね、いう形で上がっているという現状にはありません。以上です。

3 番 （松浦 隆起君）

今、答弁いただいたように、現状は、このハンド・トゥ・ハンドの制度というのは、余り機能していないというのが私の感想でもありましたが、今の御答弁のとおりだというふうに思います。

そして、今、総務課長からも答弁ありましたが、そういった制度で、部落長から要望を聞きますよということが、必ずしも部落長さんにも伝わっていないというのも実情だと思います。何人かの部落長さんにお話をお聞きをしましたが、中には、昨年度、23年度ですね、一度も職員さんの顔も見ることがないという部落長さんもおられました。お聞きした部落長さんは、全員が要望を伝えたことはないということでございます。

今の答弁にもございますように、これは、考えれば仕方がないことなんですね。職員の方は、ほとんどの方が勤務時間中に、多分、広報を届けておられるんじゃないかと。部落長さんのほうも、多くの方が日中仕事をされてるわけです。私がお聞きをした部落長さんも、「昼間に来て、それは会えるわけはないわよ」と。「こっちも仕事をしゅうけのお」ということでした。

ですから、町長は、ハンド・トゥ・ハンドの制度を拡充をして取り組むと言っておられましたが、そもそもこの制度は物理的に無理があるというふうに思います。そして、拡充するとの答弁でしたが、今の総務課長の答弁でもおわかりのように、実際は、その検証もできているかどうか、進めるためにどうすればいいかという検証もされていないのではないかな、というふうに思っております。

こういった制度に比べて、私がお話をしている、先ほどお話をしました取り組みは、職員の方にも大きな負担がかかるわけではないというふうに思っております。

そもそも、今回、再度質問させていただく理由は、24年度の予算編成の基本方針に、佐川町第4次総合計画の核をなす住民と行政との協働の推進が掲げられているからであります。前回、質問をさせていただいた折に、町長から積極的な答弁をいただけなかったことに大変違和感を持ちました。佐川町第4次総合計画のキーワードに、この協働というものを掲げながら、職員の皆さんが地域にかかわっていく取り組みに前向きでないその町長の答弁に、正直言って驚きました。先ほど申し上げました、職員の方が、自分の住む周辺の地域の声を上げるこの取り組み、これは、基本方針に示された「住民

と行政の協働の推進」そのものではないかというふうに私は思っております。

前回、質問させていただいて以来、あらゆる機会に、多くの、本当に多くの町民の方に、このことについて、私は御意見を伺いました。「どう思いますか」と。大げさではなくて、私が聞いた全ての方が、「なぜ、町はこのことに取り組まないのか」と。「行政の職員の方がやって当然のことじゃないですか」と。「不思議じゃねえ」という声ばかりでした。

今、地域の中に入り、地域の方と連携を取りながら、地域行事やさまざまなことに取り組んでおられる職員の方も多くいらっしゃると思います。そういった職員の方が地域で力になってくれているという住民の方の声も事実私も聞いておりますし、先日も直接お伺いをしました。ただ、残念なことに、その一方で、「職員の方の顔が地域行事などに見えない」と、「もっと地域にかかわってもらいたい」という声が一方であるのも事実であります。

そういった声を一つでも解消し、真に協働が推進されるためにも、私が申し上げているこの取り組みは、有効性があるというふうに思っております。この場で、何度か言わせていただいておりますが、協働を進める上で一番大事なことは、行政側の姿勢にあると思います。どれだけ全職員の方が地域に根ざしていけるのか、その1点につきるとさえ思っております。

その姿を住民の方は、ある意味シビアに見ておりますし、それは地域の方のお話からも強く感じることができます。職員の方が地域の声を聞き、一緒に汗を流す、そういうリレーションシップを築けば、職員の方が頑張っていることも理解をしていただけますし、信頼もさらに深まっていくというふうに思います。

以上を踏まえて、この取り組みについて、担当課長並びに町長のお考えをお伺いをいたします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

協働についての松浦議員の質問にお答えいたします。この問題につきましては、先ほど質問の中にもございました。私もここで、非常に消極的な発言というふうに、今、発言されたわけですが、けれども、そのときの状況としては、いろいろな事象を通じて、町民の方の要望は、私ども少なからず受け入れておるといような返事もさしていただいた、そんな記憶もございます。

ただ、今、職員のいわゆる地域への密着度、これの感想につきましては、私も同じような考え方を持っておるわけでございます。ただ、これを組織的にどうこうするというのは、私もなかなか命令も、なかなかできにくいということでございますけども、今、世の中は、そういうな方向で、お互いに、行政と住民と一体感となる必要があると言ってるというに思っております。

そうしたことで、職員の方にも、これは町外からも通っている方もおいでますけども、できるだけ今、松浦議員のおっしゃられた内容のことを理解をしていただいて、日常生活の中で、できるだけ町民の方の意見も取り入れられるような行動、あるいは思いを持っていただくように、私からも話し合いの上で、今後取り組んでまいりたいというに考えております。

また、もう一つ。やはり今、行政と住民の間、私の顔が見えないということも随分言われております。このことで、住民との対話、これは年に1度、部落長さんとの会、これは一堂に会して年度の当初に、町の、年度の、新しい年度の、いわゆる町の行政方針、そういったものを説明をしながら、部落長さんから御意見を賜る機会も持っておりますけども、その場でも、時間の制約もこれ、あるかと思えます。御意見としては、一部の、数人の意見にとどまるというのが今までの通例でございました。

これを解消するために、じゃあ、この住民との対話を、町と、私も含めて、今後どのような方向で行ったらいいか、効率的な方法を考えながら、職員とともに、今後そういう方向で、私も取り組んでまいりたいというに考えております。まず、住民との対話、こうしたことを、まず私がやりながら、そして、町の職員にもそれを理解していただいて、日常の生活の中で、町の行政との密着度を高めていく努力が必要だというに考えております。以上でございます。

3 番 （松浦 隆起君）

今の、町長の御答弁の中でも、職員の方にそういう思いを持っていただくということでしたけども、ぜひ、それは形としてですね、思いを持っていただいて、声を聞いていただくというだけでは、職員の方も、やはり日常忙しいですから、私たちもそうですけど、やっぱり流されて、なかなか声をじゃあ届けるかと言ったら、なかなかできないと思うんです。

ですから、きちっと、例えばこの議会が終わって、次の議会まで

の間に、2カ月ないしそれぐらいのスパンで、その期間で、自分の地域で吸い上げた声、自分が見たことを上げてですね、例えばそれが、ほんとに緊急で予算が必要となるとなれば、次の議会で補正予算に上げることもできるわけですね。きちっとした、単なる思いだけではなくて、報告という形で、全職員の方に、それは毎週とかいうと、負担になると思いますが、2、3カ月に1回であれば、それは全然、私は負担にならないと思うんですね。

先ほども言いましたが、地域の方からすれば、自分が住んでいる地域の声を、常に見てあげるのが職員の方の仕事じゃないですかというのが、これ正直な町民の方の声でありますから、ぜひ、そういう形で、きちっとした制度として、お考えいただきたいと。

ほかの自治体では地域担当制度ということで、職員をきちっと張りつけてやってるところもありますけど、私が言ってるのは、そういうところまでじゃなくて、自分が住んでいる地域にしっかりと、部落長さんと連携をとりながら声を届けるということですので、ぜひ、その制度としてそういうきちっとしたルールをつくってもらいたいと思いますが、再度、御答弁いただきたいと思います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。先ほど御答弁申し上げましたように、この問題につきましては、方法論はさまざまあると思いますけども、少なからず、やっぱり今まで議員さんがおっしゃられた、いわゆる町と住民との間の距離があると、あるいは親密感がないということは、私も関知しておりますので、これは、私も含めて、どのような方向で伝えていけるか、きちっと検証しながら、町の職員の皆さんとも相談をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

3 番 （松浦 隆起君）

これは、2度目の質問ですので、きちっとした結果ですね、どういうにするのかということを出していただきたいと思います。この議場においても何度かお話をさせていただいておりますが、役場というのは、町内の中で、私は、最大のサービス業だというふうに思っております。

町民の方から税金をお預かりをし、その対価として行政サービスを提供する、そういった捉え方も十分できると、私は思います。そして、今、行政が求められているのは、待つ行政ではなくて、みずからが問題意識を持って、みずからが動いて、いい意味で攻める行

政ではないかというふうに思います。

しかし、残念ながら、必ずしも十分ではない部分もあると思います。具体的なお話はちょっと避けますが、ある町民の方からもそういったことで、要望をここへ上げたときに、少し残念なお話を聞いております。ぜひ、職員の皆さんには、役場はサービス業との認識を持っていただいて、住民サービスに徹していただきたいというふうに思います。

次に、もう1点。先ほど、町長がチラッと早々と答弁で触れていただいておりますが、住民懇談会の開催について、お伺いします。先ほどから申し上げておりますように、協働の推進には、行政側がいかに地域に入っていけるかという点が大事だと思っております。いわば、行政側と住民側の距離をいかに近づけていくか、そういった観点から、町長を中心とする行政側が住民の方の中に入っていくことが非常に大事な取り組みだと考えます。

昨年の12月定例会でも申し上げましたが、トップダウンだけではなくて、現場の声を積み上げるボトムアップの手法も大事な取り組みでございます。そして、町長の進めようとするまちづくりのビジョンをしっかりと示し、大きな事業を行う場合は、町民の声をしっかりと聞く機会を持つ姿勢が非常に大事になってきているという点も申し上げました。

今、2期目に入っている尾崎知事は、1期目に行った「対話と実行」を掲げて行った住民との代表との座談会、それをさらに発展をさせて、今行っておられます。代表の方を集めた座談会という形から、例えば、農業に従事されている農家の方の現場など、まさにみずからが現場に入って、各地域の現場で住民の方の生の声を聞く努力をされております。

私は、リーダーのあるべき姿がここにある、というふうに思っております。ぜひ、町長や執行部の方にも、ぜひ、こういった形で、町民の方の生の声を聞く努力をしていただきたい。いろんな間接的に聞く声や議員というフィルターを通した声ではなくて、町民の方の生の声を、ぜひ、聞く機会を持っていただきたいと思います。

当然、全ての部落に入ることは物理的に無理があると思いますから、例えば、尾川や黒岩や斗賀野や、それぞれの地域、のその地域の中で、1、2カ所部落を選んで、部落の方に集まってもらっての懇談会や、また、知事のように、さまざまな現場に行って生の声を

聞くなどの取り組みも検討をしていただきたいというふうに思います。

これは、ほかの自治体ですけれども、その首長さんは、商工業の店を順番に回られて、一つの店では、この3年間のうちに2度訪問された。そういう声も聞いております。町民の方の本音を聞いて、そして、町長・執行部側の本気度を感じてもらう、思いも伝える。そういった町長や執行部の方が姿勢を見せることで、私は、町長が進めようとしている協働が大きく推進されていくことになるというふうに感じております。

逆に言えば、こういった姿勢なくして、いくら協働という言葉掲げたとしても、住民の方との距離が縮まるとは思えません。12月定例会において、町長からは「住民の方々の声をできるだけ拾い上げて、行政に生かす努力をしたい」というふうに答弁いただいております。その取り組みとして、ぜひ、住民の方の声を聞くこういった懇談会などの開催を、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。町長のお考えをお伺いをいたします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。先ほど、前段で御答弁申し上げましたように、このことにつきましては、尾崎知事の話も出ました。当然、成果もあるだろうということです。ただまあ、私どもの佐川町には、この狭いエリアでございますけれども、百八つの集落、いわゆる部落というのがございまして、いろいろ、それぞれ集落単位で活躍を、部落長さんを通じて活躍をいただいておりますけれども、その中で、今、松浦議員も御理解を示していただいておりますけれども、どのような形で入ったら、一番その効果が上がるか、そういうことを考えながら、ぜひ、近々に住民懇談会の場を設けたいというに、設けていきたいというふうに考えております。

方法につきましてはまた、庁内で議論をしながら、さまざまな意見をお伺いをして、余り無理をしてもいかんと思いますので、どのような方向が一番効果があるか、あるいは、住民の方にも理解いただける方法であるかということを早急に議論をいたしまして、結論を出して、それからできるだけ早い時期に進めてまいりたいというふうに考えております。

その住民の懇談会というのは、私も必要性というのは重々感じておりますので、御理解を願いたいと思います。

3 番 （松浦 隆起君）

町長からは、前向きな御答弁いただきましたので、ぜひ、実現に向けて検討して、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。そういった形で、地域にしっかりと入ることで、本当の意味での協働の推進が大きく進むと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

学校の防災機能の整備について、お伺いをいたします。

この質問につきましても、今年の9月定例会におきまして、お伺いをしております。その後の進捗状況などもお聞きをしながら、質問させていただきたいと思っております。

まず、学校施設の非構造部材の耐震対策の推進について、お伺いをします。今年の質問の折にもお話をさせていただきましたので、簡単に確認をさせていただきます。

昨年3月11日に発生しました東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。被害の状況を見ますと、建物の柱や梁といった構造体だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童生徒が大けがをする事故まで起きた例もございました。

さらに、学校ではありませんでしたが、一般の会館でもお二人の方が亡くなられ、26名もの重軽傷者が出るという痛ましい事故まで発生をしております。地震等災害発生時において、地域の避難所となる学校施設は、児童生徒だけでなく地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりでであります。

その安全性の確保、防災機能の強化は、待ったなしの課題でございます。現在、学校施設、構造体の耐震化は鋭意進められておりまして、本町におきましても、来年度には、全ての学校の耐震化が終了する予定になっております。

ただ、それだけでは、児童生徒の、そして地域住民の命を守る対策としては不十分でございます。学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施をしていく必要があると考えております。そういった観点から、前回、非構造部材の点検と耐震化について、お伺いをいたしました。

そこで、以下、具体的に質問をいたします。前回の質問の折、教育長からは、耐震化工事が残っている尾川小中学校と黒岩中学校に

ついて、今後設計していく段階なので、非構造部材の対応を検討をしたいという答弁をいただいております。

そこで、本年度、尾川小中学校の耐震化工事が行われますが、非構造部材の耐震化について、具体的にどういった対応になっているのか、伺いをいたします。

教育長 （川井 正一君）

お答え申し上げます。昨年の9月議会で御質問いただきました。また、その前段に文科省からも、非構造部材の耐震化に取り組むようという通知も受けまして、昨年度に、尾川小中学校の耐震補強設計を行いました。その際に、非構造部材の安全性の確保対策も検討しました結果、当面の対策としまして、今年度の工事におきましては、窓ガラスの強化ガラスへの変更や、外壁のひび割れ補修、また剥離部分の補修も行うこととしております。

これが、今年度実施します尾川小中学校におけます非構造部材の当面の耐震補強対策でございます。以上でございます。

3 番 （松浦 隆起君）

少し重ねてお聞きをしますが、特に問題になっているのが屋内運動場、これ体育館だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

教育長 （川井 正一君）

尾川の場合は、特に体育館の老朽化が著しいということで、体育館が、いわゆる構造部分を除いてほとんどが改修に入ります。そういった中で、いわゆる外壁でありますとか、一定天井部分なんかも補修ができますが、抜本的なものにつきましては、今年度全て対応というところまでは至っておりません。

3 番 （松浦 隆起君）

若干ちょっと理解に苦しむ答弁でしたが。前回、教育長の答弁では、既に耐震化が終わっているその学校については、25年度に全ての学校の耐震化が終わると。26年度以降にどういった対応ができるのか検討したいというお話であったと思います。しかし、心配なことは、この震災などという大きな災害が、26年度以降まで待ってくれるという保証はどこにもないということでもあります。

今後30年以内に60%の確率で発生が予測をされております南海地震は、東南海、東海地震の3連動による巨大地震の可能性も高いとされておきまして、まさに、いつ大きな地震が起きてもおかしく

ない状態にあると言っても過言ではないと思います。そういった観点から考えて、少しでも早く点検等を行って、必要な対応をとるべきではないかと考えております。

先ほどの御答弁では、尾川小中学校、壁など耐震化もやるということでしたが、全て行えるわけではないと。この耐震化工事を大がかりでやるときにやらなくて、いつできるのかなということを若干疑問に思いました。で、やるのなら、どうして一緒にやらないのだろうと。去年の教育長の答弁からすれば、今の御答弁は少し、私は、理解に苦しむわけですが。

この文部科学省から昨年 3 月 11 日の東日本大震災の後、すぐですね、それからことしの 4 月 26 日にも、この非構造部材の点検を速やかに実施をするとともに、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材の落下防止対策等を進めるように通知をされております。この通知をされているのに、先ほどの御答弁では、完璧にやられるような御答弁ではありませんでしたから、重ねて言いますけれども、少し疑問を生じております。

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第 27 条において計画的に実施することが、これは法律で定められております。学校安全計画に規定することとされている学校の施設・整備等の安全点検の対象や項目は、それぞれ各学校において定められているものだというふうに思いますが、4 月 26 日付のこの文部科学省からの通知では、非構造部材の重要性に鑑み、各学校において非構造部材について着実に点検することを要請をしております。

本町の教育委員会にも、この通知は来ているのではないかとこのように思います。各学校の安全点検項目に、この非構造部材の点検を含んだ上で、早急に点検を各学校において行うべきだと。もう行っておられるかもわかりませんが、もし、安全点検の項目に非構造部材の点検が含まれていないのであれば、早急に学校保健安全法に基づく点検項目に、この非構造部材の項目を反映させるべきだと思います。この点について、各学校での点検等の状況は、どうなっておりますでしょうか。

教育長 （川井 正一君）

お答えいたします。非構造部材について、去年の 9 月議会でもお答えしましたが、いわゆる尾川小中学校の場合には、2 校分ということで、非常に事業費も大きくございました。3 月補正で 2 億円を

超える工事費をお願いしておる、そういった中で、事業費との兼ね合いで、当該年度にできるものは、まず前取りしてやっていきたいということで、特に窓ガラス、これは非常に子供たちがすぐ近くにありますので、それは強化ガラスへ切りかえると。それから外壁部分のひび割れとか剥離部分の補修、こういったことも非常に危のうございますので、そういったことを優先さしていただいたということでございまして、決して、非構造部材への取り組みを、今後ないがしろにするものではございません。

抜本的には、26年度以降にやっていくという、全ての耐震化が終わった後にやっていくと。ただ、今年度は、尾川に続きまして黒岩中学校の耐震補強設計に入るわけでございます。その際にも、当然非構造部材の耐震性の確保、これは検討してまいりまして、予算との兼ね合いもございしますが、全体の事業費を見る中で、できるものは来年度、25年度には、黒岩中学校についてもやっていきたいと考えております。

そして、その他、これまでに耐震補強工事が終わっている4校を含めた尾川、黒岩も含めて、今後の抜本的な非構造部材の耐震補強対策につきましては、先ほどから言っておりますように、26年度から抜本的にやってまいります。その間には、もう既に終わっております学校についても、非構造部材の点検を、今年度は全てはようしませんが、一定の非構造部材の点検をしまして、その中で優先順位も考えて26年度以降に取り組みたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番 （松浦 隆起君）

何度も言うようで、ちょっと申しわけないんですが、ちょっと私の理解が、理解力が足りないのかもわかりませんが、先ほどの尾川小中学校の件で言えば、昨年質問をさせていただいて、これから設計のほうで、設計の段階でしっかり検討をして行くと。

そしたらその段階で全部含まれてるんじゃないかなと私は思うわけですね。そしたら、予算の関係でできないなら第2段でやるとかですね、今の御答弁では、屋内、例えば運動場の、いろんな中の照明やバスケットゴール板や、いろんなものがあると思いますが、全て対応をまだ、するわけじゃないわけですね。ですよね。だから、そしたら設計の段階、これから設計に入るので検討しますという答弁で、少し私はそこがあると、私はそう思います。

それから、今、点検についても、全てはできないというようなことでしたでしょうか。ただ、これは、この安全点検は、先ほど言いましたように、学校安全法で定められているわけですね。で、これは日常的に点検するというのは、定められているわけです。例えば、22年3月に文科省から出ているガイドブック、それからことしの3月には、学校安全のマニュアルの作成の手引き等も出てます。教育委員会に届いていると思いますが。そのガイドブック等にも、細かく非構造部材の分についても、こういうところを点検をなさいよ、という表がついてるはずですよ。

それは、日常的に学校が行うことは、これは定められていることですから、行えないとかですね、というのは、私は、少し違うんじゃないかと思うんですが、その見解はいかがでしょうか。

教育長 （川井 正一君）

お答えします。まず、尾川につきまして、できることと言いましょいか、建築の専門家にですね、まず耐震補強設計する際に、全て見てもらってます。その中で、一定大丈夫な部分も当然ございました。

ですので、全てをやっていないという意味でございまして、今、危険性が高いもの、そういったものを24年度、本年度、尾川についてはやると、そういう意味でございまして、点検は全て見てもらってやっております。そういった中で、一定大丈夫だという範囲の中で、尾川は当面の対策として、窓ガラスと外壁でありますとかそういった部分のひび割れ、剥離部分の補修、そういったものに取り組むことをしております。

それから、黒岩につきましても同じような視点で、今年度耐震補強設計しますので、まず危ない部分、それを当面早急に対応していくということでございます。

それから、先ほどから出ております文科省からの通知について、当然教育委員会にもきております。それで、いわゆる素人が見ても、なかなかそこら辺はどこが危ないのかと、一目瞭然にわかる、例えば、ねじが緩んでおるとか、そういうことであれば、バスケットボールのねじが緩んでおるとか、そういうことはできますが、いわゆるプロの建築士の目で見ていただくと、そういった面が、今年度には全てようしないという意味でございます。以上でございます。

3 番 （松浦 隆起君）

これですね、点検については、昨年３月すぐに、震災後に、通知が出されて、２回目、ことしもまた出されていると。非常に重要なことだということで、今から若干お話しますが、国が予算までつけて、早急に、今年度にまずは点検をしてくださいという姿勢の通知なわけですね。

当然それに対する、例えば大きな工事であるとか、そういったことはことは尾川であるとか来年あると思いますから、なかなか難しいかも知れませんが、まずは、危ないかどうかの点検は、早急に行いなさいと、今年度中にでもやりなさいというのが国の方針なんです。それでもやらないということでしょうか。

教育長 （川井 正一君）

いわゆる建築設計事務所に委託して、全てを点検するというのは、今年度当初予算で、よう組んでおりませんので、そういう面は、今、直ちにできるというお答えは、ちょっとできかねるという意味でございます。

それと、一方、私ども含めて、学校が日常的に全ての面で、学校の施設の安全等々は、確認をしておりますので、そういった意味における日常的な点検に、さらに、この非構造部材を、部分をどういった状況であるのか、そういった点検は、当然やってまいりたいと考えております。

３番 （松浦 隆起君）

先ほども申し上げましたが、災害は、何年度までとかいうことは待ってくれませんか、できるだけ取り組んでいただきたいと思います、こういったこの地域住民の命、そして児童、生徒を守るために、この非構造部材の耐震化というのは、これ先ほど少し言いましたように、東日本大震災で、既にそういう例が出てるわけですね。ですから、ぜひその点を鑑みていただいて、最優先で取り組んでいただきたいと思います。耐震点検など、例えば、補正予算を組む必要があれば、補正予算を組むなど、今年度中には完了させるべきだというように思います。

ほかのことでは補正予算などを組んで進める場合もあるわけですから、これ命にかかわることですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

この国も、東日本大震災以降、この防災対策には、今まで以上に、力を入れておりまして、先ほども申し上げましたが、平成 24 年度

予算では、公立学校施設の非構造部材の耐震対策にかかる財政支援制度が拡充をされております。

これは、これだけではなくて、あと自然エネルギーの分であるとか、いくつかあるわけですが、この非構造部材の分については、防災機能強化についてのための補助制度が創設をされておまして、事業費のうち、細かい分は言いませんが、自治体の負担は、起債の後、もどってくる分を計算すると、最終的には、13.3%と、実質的負担が少なくて済むということになっております。

ぜひ、この機会を活用して、耐震点検をした結果、耐震対策が必要だとなったもののうち、緊急的に対策を講ずべきだというものについては、国の今年度予算を活用するなど、速やかな対応が私は必要だと思います。

防災対策については、どんな事業よりも、はるかにスピード感が必要な取り組みであります。先ほども申し上げましたが、工事は、ことし、もしかしたら無理でも、危ないかどうかの点検はしっかりと、私は行うべきだというふうに思います。再度、お考えをお伺いします。

教育長 （川井 正一君）

お答え申し上げます。まず、教育委員会含めて、学校における非構造部材の安全点検につきましては、今年度中に実施したいと考えております。

ただ、もう一つ、プロの目であります建築設計事務所をお願いして点検をしていただく、そういうことについては当然予算が伴いますので、補正予算についてどうするのか、また財政当局とも協議をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

3 番 （松浦 隆起君）

ぜひ、検討していただきたいというふうに思います。

もう1点、各学校への防災倉庫、備蓄品の設置の進捗状況について、お伺いをいたします。この点については、昨年9月定例会においてお伺いをしております。総務課長からは「事前に、きちっと設置をすることは必要であり、できるだけ早くやっていきたい」という御答弁をいただいております。現在の防災倉庫設置の進捗状況について、お伺いをします。

総務課長 （岡林 護君）

お答え申し上げます。まず、学校用防災備蓄倉庫についてお答え

する前に、現在、学校等、学校を含めまして、避難所への備蓄品の配布状況について、ちょっと御説明申し上げたいと思いますけど。まず、佐川小学校、これは、現段階ではまだ水だけなんですけど、今後、毛布とかですね、その他の備蓄品についても順次配布していきたいと思ってるんですが、まず、佐川小学校には、水をですね体育館のほうに置かせていただいております。それから佐川中学校は、これはもちろん新築の佐川中学校のほうですが、体育館外の倉庫に置かせていただいております。

それから斗賀野小学校が体育館の2階、それから尾川小中学校は、ちょっと体育館が狭いため、尾川の住民センターですね、そちらのほうに置かせていただいております。それから黒岩小学校が体育館の2階、黒岩中学校が体育館の放送室。あと加茂小学校、中学校につきましては、今、屋内運動場がですね、建てかえと、耐震の関係でゆう方向でいってるんですが、その際に、倉庫をつくってほしいとの要望が出てるといようなことをお聞きしております。

学校に関連しましては、以上のような配布状況でありまして、一応備蓄品のですね置き場所は、確保さしていただけてるという状況です。

そこで、学校用防災備蓄倉庫についての検討なんですけど、もちろん備えとしてはあるに越したことはないというものであると思うんですが、ただ、全ての学校に必要なということにつきましては、検討の余地があるかというに思っています。例えば、必要性の高い地域に応じて、重点的に配備するとか、そういった観点で検討することになるかというに思っております。

あと、また学校を避難所には指定しておりますけど、基本的には教育施設ですので、教育委員会や各学校の意見もお聞きしながらですね、検討をしていかなければならないと思っておりますし、また、加えて、補助が当たらないか、ちょっと探ってみましたが、今のところ該当する補助事業が見あたりません。そうすると一般財源で行うことになりますので、そのあたりも検討の課題かなというふうに考えております。以上でございます。

3 番 （松浦 隆起君）

今、御答弁いただきましたように、当然、備蓄品を置くスペースが十分あるところは、わざわざ倉庫の設置は必要ないというふうに私も思います。ただ、今、配られたのは、水だけということですよ

で、当然、水、毛布、それから緊急のときの食糧であるとか、そういったものになってくると、ある程度のスペースが必要だというふうに思いますし、教育施設というお話もありましたが、当然、災害時に子供たちもそういったものを供給することができるようになるわけですから、ぜひ、そういった防災倉庫を、必要なところは、きちんと計画的に設置をしていただきたいというふうに思います。

前回もお話をしましたが、とにかく災害発生時に、学校に逃げ込めば、何日間はず命だけは助かると、そういう施設にやはり、することが必要だと思います。避難後の数日間を、その避難所、学校施設でしのぐための必要な水や食糧、そして寒い時期なら毛布やストーブ、夏の場合は扇風機、そしてそのための燃料や発電機、そういったものも不可欠となります。

そういったことを考えると、ある程度スペースも必要になってきますし、これは学校だけじゃなくて地域住民の命を守る最後のとりでとなると思いますので、日ごろから十分な準備を行っておくことは、住民の命を守る行政の責任だというふうに思いますので、いざというときに、住民の避難所として十分機能できるよう、学校施設の防災機能を向上させる取り組みを改めてお願いをして、この質問を終わります。

それでは3点目の質問に移ります。

防災対策の観点から、消防バイクの導入の取り組みについて、お伺いをいたします。

昨年3月11日に発生をしました東日本大震災以降、その機能と役割に注目が集まっているのが、本日質問いたします消防バイクであります。地震や火災などの災害時に、優れた機動力を発揮し、初期消火活動や情報収集に、今、大きな効果が期待をされております。

総務省消防庁は、この消火活動用バイクを有効と考えて、今まで行われていなかった全国的な消防バイクの現状調査を始めました。全国の消防本部の中から87消防本部を対象に、消防バイクの車種、台数、運用目的、積載機材、運用体制など実態調査を行って、6月中に調査結果をまとめ、各地の消防本部へ適切な助言を行っていくと、消防庁長官が明確に方針を示しております。

この消防バイクには、本格的に初期消火を目的としたタイプや、オフロードタイプのものなど、いくつかタイプがあります。

昨年の東日本大震災の発生当日に貢献をしたのがオフロードタイプの消防バイクであります。車体前方には、赤色灯とサイレンが設置をされて、緊急走行が可能である上、初期消火などに対応するため、後方部分に小型消火器 2 本と簡易救急キットも装備をされているタイプであります。ちなみに、このタイプのものは、あるメーカーで約 180 万円ほどと聞いております。

この消防バイクの機動力が、大震災発生当日に発揮をされております。埼玉県草加市の消防本部、ここでは、次々に飛び込んでくる 119 番通報の対応に追われる中、午後 4 時ごろから、署員の方 3 人が消防バイクで約 1 時間にわたって市内を巡回し、被災状況の把握に貢献をしたそうであります。出動された隊員の方の話では、「屋根瓦が落下し、窓ガラスが割れた家屋や傾いた電柱、こうした状況は、住宅街や狭い道路でも走行できる消防バイクだからこそ確認をできた」と。「今回の震災で、改めて消防バイクの利点を実感することができた」ということでございました。

また、東京消防庁では、この消防バイクに、インパルス消火システムと呼ばれる持ち運び可能な「可搬式消火器具」を搭載をしております。

もう一方、初期消火を主な目的としたバイクは、東京のあるメーカーのものでありまして、ここにちょっと議長のお許しをいただいて写真を持って来ておりますが、こういったものでございます。正式には「完全完結型水槽付消防用自動二輪車」といいまして、排気量は 250cc、お値段は、少し、少しが多いかわかりませんが、約 400 万円と聞いております。タンクには約 55 リッターの水が搭載でき、最長 10 分間の連続放水が可能となっております。

消火に使う水は、水道水を簡単につなぎ水の補給ができると。さらに、ホースは車体から素早くおろすことで約 20 メートル延ばすことが可能でありまして、放水用ガンからは高圧ポンプにより細かな霧状の水が出るため、少ない水で初期消火に貢献をできると。これが放水をしている様子であります。

水の、この霧で、いわゆるミストで自分の身を守りながら消火することも可能でありまして、ちなみにこのバイクはミストドラゴンという名前がついております。従来の大量放水の消火と比較をして 30 分の 1 程度の水で済むということでありまして、さらに、霧でありますので、水の圧力で家が壊れたり、水浸しになることも防げる

と。実際に、あった例では、栃木県であった商店のボヤ火災では、この消防バイクによる消火のおかげで、翌日から営業ができるほど、火事と水の被害が少なくて済んだと。

今、全国の消防署、また消防団、自治体から問い合わせが多くされてるというふうに聞いております。

火災の発生からフラッシュオーバーと呼ばれる火が爆発的に燃え広がる現象まで、およそ5分から15分というふうに言われておりまして、だからこそ大切なのはいわゆる初期消火となります。バイクであれば、消防車が通れないような、本町にもまだ多く残っておりますが、狭い町道、そういったところでも迅速に現場へ到着ができ、初期消火に間に合うものというふうに思われます。

このタイプの消防バイクは、特に、本町において、私は導入をぜひ検討していただきたいというに思っております。先ほども少し、申し上げましたが、まだまだ消防のポンプ車が通れない町道が各地域にも残っております。そして私も、何カ所かから要望をいただいております。先日も現地を職員の方と一緒にいかしていただきましたが、消火栓や防火水槽などがなくて困っておられる地域もございます。そういった地域において、ポンプ車が到着してから放水準備を完了するまでの間の初期消火には大きな力を発揮すると思います。

ただ、配慮しなければならない、ここが一番大事な点であります。この消防バイクは、250cc スクーターがベースになっておりますので、当然免許を持つとって、日常的にバイクに乗っている、そういった消防団の方がいるかどうかという点でございます。

もう1点は、消防団の中における人員配置などの配慮も当然必要になるというふうに思いますから、そういった意味から言っても、最前線で献身的に消防活動に従事をしていただいている消防団の方との協議というものは、最優先で必要なことは、これは言うまでもありません。

しかし、一刻も早く火災現場に到着したい、地域を守りたい、そういった思いで日々町内の消火活動に懸命に取り組んでいただいている消防団の現場の方にとって、この消防バイクは、大きな武器になるのではないかとというふうに、私は思っております。

今、紹介をいたしましたこの2つのタイプのバイクは、両方とも初期消火、そして災害時におけるの情報収集、人命救助、大きな力

を発揮するというふうに思っております。こういった新しい消防の形もぜひ検討する必要はあると、大いにあるのではないかというに思います。

佐川町民の命と財産を守るために、ぜひ導入をしていただくための検討をお願いしたいと思っております。担当課長と町長のお考えをお伺いをいたします。

総務課長 （岡林 護君）

消防バイクについて、お答えを申し上げます。御指摘のように、大規模な地震災害では、家屋の倒壊などで瓦れきが道をふさぎまして、緊急自動車も含めて四輪自動車が通れなくなることが予想されますし、また、地震災害の場合だけでなく、通常の山林火災や家屋火災においても、特に本町のような場合、山間部の狭い道を通らなければならない場合があるということになっております。特に、そういう意味では消防バイクが、初期消火とかそれから情報収集に非常に貢献するということは、十分認識をいたします。

ただですね、そういう非常に貢献するものではありませんが、先ほどの学校用防災備蓄倉庫と同様で、要するに、あるに越したことはないというか、そういう存在であろうかとも思います。

そういう面ですね、その緊要性はどうかとか、それから仮に配備するにしても、より必要性の高い消防団から重点的に配備するとか、そういった観点からの検討になろうかというに思っています。また、これは消防と防災にかかわる事柄でありますので、先ほど御指摘がありましたけど、免許が要るとか、当然安全性の問題もありますし、そういう面で町の消防団や高吾北の消防本部の意見も十分聞いてですね、必要もありますし、また、この消防バイクは、そこそこ先ほどお聞きしたら、400万とか180万とか、機種によって違うみたいですけど、決して、高価だと。決してというか、高価だというに考えますので、そのために、やはりもし導入するなら適当な補助事業もないかとも探してみたいと思っておりますので、そういう観点から検討してまいりたいと思います。

3 番 （松浦 隆起君）

今、御答弁いただきましたが、当然、先ほどの学校と同じように、あるに越したことはないということでしたが、先ほどもチラッとお話をしましたが、地域を私も回らせていただいて、ほんとにそういう道路が狭くて、救急車も入らない、そして現実に消防車がなかな

か入らなくて、手間取って、というそういう声も多く聞いております。ですから、決して、あるに越したことはないものではないのではないかなというふうに思っておりますので。

ただ、今、課長も答弁していただいたように、これは、さまざまな関係機関との協議、特に消防団の方、免許の関係、それから高吾北、いろいろありますが、これは命と、町民の方の命を守る取り組みでありますから、ぜひ、先ほどの課長の答弁どおりに真剣に、ほんとにどうかという検討をしていただきたいと。道路の拡幅、そしてこういった取り組み、それを通じて、住民の方の不安を取り除いていただきたい。

実際に、先ほど申し上げましたように、消火栓がつけたくてもなかなかつけられない、防火水槽を置く場所もない、どうしようと困っている地域があるわけですね。そういったところで本当に火災が発生したら、初期消火にとまどうかもわかりません。ですから、そういったことも、実際に現場も見ていただいて、そしてこの消防バイクの実態も執行部の皆さん、しっかりと、いろんな情報を得て考えていただいて、検討を進めていただきたいということをお願いをして、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 （永田 耕朗君）

以上で3番松浦隆起君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前 10 時

再開 午前 10 時 18 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、1番森正彦君の発言を許します。

1 番 （森 正彦君）

1番議員の森です。通告に従い、質問をさせていただきます。まず最初に、町の定住人口の増加対策について、でございます。

佐川町の現在の人口は、住民基本台帳で1万3,995人でございます。1万4,000人を切ったということでございます。過去5年間の住民基本台帳の動態を見ました。

平成 19 年 3 月 31 日には、1 万 4,689 人でした。これがですね、平成 24 年、ことしの 3 月 31 日には、1 万 3,996 人です。この 5 年間で、693 人減少しておるわけですので、これをですね、5 年で割ってみるとですね、1 年間に 138.6 人減少ということですので。年によっては 78 人と少ない年もありますし、180 人という年もあるわけですので。

一方、世帯数。世帯数については、6,215。86 世帯増加しておるわけですので。

このように、佐川町の人口は、毎年減少しているわけですが、人が減るということにつきましては、町の活力が減退することであると思います。この人口減少問題につきましてはですね、町政の大きな課題であると思いますが、このことを、町長はどのように捉えているのでしょうか。

町政の課題として、どれぐらいの重要性を持っているかというふうに、どう捉えているかということを、まず、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

森議員さんの人口問題についての御質問にお答えをいたします。

まず、基本的に、私たちの生活、これは、人に守られておるということは、もう基本でございます。ただ、今、だんだんとお話がありましたように、これは、佐川町だけじゃなくて、もう日本全国、これが、人口減少が続いておるということ、この一つの、私、大きな要因は、やはり少子化が進んでくる中で、高齢化も確かに進んでまいりました。その、いわゆる人口が過密したときの、いわゆる団塊の世代の皆さん方が、御高齢になって、人生を全うするという状況になったときに、このギャップが、やはり大きな人口減少の原因だったというに思っております。

私が、町長に就任したときにも、やはり人口定住というのは、非常に大事ということで、さまざまな施策を取り組んでまいりました。これは、一つは少子化対策というふうに銘打って、いろいろな施策を、議会の皆さんにも了解を得ながら、自分たちでできることは自分たちでしよう、というようなことでやってまいっております。

しかしながら、私が就任して以来、もう 7 年目になります。御案内のように、私が就任した平成 17 年には、確か、国民基本台帳じゃなくて、住民票による人口が、確か 1 万 4,600 を超えたと思いま

す。それが今、1万4,000ですから、少なくとも6年間で600人、1年間100人減ったということでございます。

そして人口を増やす。どうしたらいいか。これはもう言わずと知れたことでございますけれども、子供を産んでいただくということが一番大事かというに思っておりますけれども、この前に、国の、いわゆる調査によりますと、だんだん産む人が、数が減ってきたと。確か1.3くらいの状況だというに聞いております。

加えまして、非常に晩婚、そして子供を産む年代が高齢化したというような、確か新聞で見ましたけれども、そんな、これが今の日本の状況でございまして、これを根本的、克服するということになりますと、いろいろ議論がございまして、さまざまな手は打ってまいりましたけれども、減り続けておるとというのが、状況でございまして。

私は、基本的には、やはり働く場所、若者が働く場所、働く場所があって、そこで生活の糧が得られたならば、若い人たちもやはりこの地域で住んでいけるんじゃないかというに思っておりますけれども、この戦後の60年の間に、山村が大きく荒れました。

一つは、山が、ほんとに山の価値が失われた。そのことが、山での生活が不可能になったということで、里におり、あるいは町に、そして人口集中地域に行かざるを得ないというのが、この今の日本の状況だと思います。

基本的には、非常に憂慮してございますけれども、じゃあ、町政として打つ手があるのかと言われたら、これは、なかなか私の考えの中でも、なかなか妙案は浮かびません。できるだけ若い人たちに帰っていただく環境づくり、これが必要だと。

それには、一つは、働く場所でございますけれども、御案内のように、佐川町には、いわゆる二次産業的な企業が多くございません。そんなことを考えたときに、山での生活を戻せと言っても、なかなか一朝一夕にはいかんと思いますので、まず、今、取り組んでおりますのが、いわゆる農業への従事者、これは数は少のうございますけれども、それでもだんだんと広がってまいっております。

そしてもう一つは、観光の振興を図ろうということでございまして、これが功を奏しますと、若い人たちもある程度働く場所ができるんじゃないかと、そんな思いもはせながら、観光政策にも取り組んでまいっております。

答弁になってるかわかりませんが、基本的に、人口が減るということは、私たちの生活がほんとに脅かされるということは、これはもう私も重々承知してございまして、行政でできること、これが何かということ、これは、町一体となって、議員さんも一体となって、考えていく問題であるかなというふうに考えております。以上でございます。

1 番 （森 正彦君）

人口減少問題、これは全国的な大きな問題であるわけですが、女性が生涯に子供を産む数字 1.39 とか言われておるわけです。これでは人口は必ず減少していくわけでございます。そういった少子化の問題については、なかなか町として打つ手がない。あるいは、就労場の確保としても町としては、なかなか厳しいところがあるというふうに、今、おっしゃってました。

その中で、二次産業が少ないと、佐川町は。ということもおっしゃっていましたが、その町内の事業所、ことしに入ってですね、セルコとカナックが閉鎖と。カナックはまだ閉鎖をしてないわけですが、セルコについては閉鎖。ここは 300 人規模の大きな事業所でした。全員が佐川町ということではないわけですが、この 300 人、その給与を想像するとですね、1 億円以上あったのではないかというふうにも思うわけですが、1 億円以上、これは非常に、地域経済に与える影響は大きいと思います。また、カナックにつきましても、50 人規模でございます。これは、高松へ営業所を移転するというところでございますので、それに伴い転勤とかをしなければならない、また場合によっては高松へは行けないという人も出てくるのではないかと思うわけですが、

私の知り合いにも、若い人で、5 年ぐらい前に佐川へおうちを建てまして子育てをしておると。高松へ単身するのか、非常に困っているというようなことも聞いております。転勤して行かれる方は、仕事の心配はないわけですが、もし、解雇された方、やめられた方、次の仕事につこうにも雇用の場がないということでもございます。

これは、多くの企業が不況で苦しんでいるわけですから、新たな雇用は余らないというのが、これは佐川町だけでなく全国的にも同じようであると聞いております。

全国の若い人の失業率、これは8%を超えていると、こういうことのようにございます。一般の人に比べて、非常に、と言うか、平均的な数字よりかは3%以上高くなっておるということでございます。

その佐川町でですね、現在、見直されているのが農業じゃないかというふうにも思うわけでございます。若い人が農業を始めたということをよく聞くわけでございます。

そこでですね、23年度までの5年間の新規就農者の数、そして現在研修中や新たに就農を希望している者は何人いるか、渡辺産業建設課長にお伺いしたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

おはようございます。新規就農者の関係でございしますが、ちょっと私のデータの20年度から23年度まで、45歳未満の方でございしますが、町内に15名就農しております。そして、本年度以降に就農の可能性のある方が17名おいでになります。

1番 （森 正彦君）

ありがとうございました。多い、こんなにもいるのかというふうにも思うわけでございます。ぼつぼつそういうのは聞いておりましたが、これほど多いとも思ってなかったというところもあります。人口減少問題、この定住促進でですね、重要なことは就労の場の確保と。しかしまあ先ほどから言っておりますように、町長も申しておりましたが、企業誘致というのは、なかなか難しい状態であると思います。

とすると、新規就農者、あるいはこれから希望しておるこの人たちが、就農していただければですね、結構大きい数字になるかと思っています。もし、これが夫婦だったら60人とか、なってくるわけでございますし、さらにですね、現在の専業農家、そしてその家族、あるいはそれに対する農業従事者、こういった就労の場として農業は大きなウエートを持つと。この就労の場としてですね、農業を再認識すべきではないかというふうに思うわけですが、先ほども、農業、町長は重要だとおっしゃられてましたが、再度、農業振興に力を入れるべきと思いますが、町長、御答弁お願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。今、担当課長のほうからも、いわゆる新規就農に、若い人たちが、意欲を持った人たちが、だんだん増えてきた

という答弁さしていただきましたけども、私は、やっぱり日本の、国の基本的な形は、やはり林業であり、農業であるというふうに常日ごろから考えております。

その中で、先ほど申し上げました、林業というのは、若干もとに帰る、あるいは山の値打ちが出てくるには時間がかかるんじゃないかと思いますが、農業につきましては、今、佐川町は割に平たんな場合が多いわけですから、行政としてそういうな方向に取り組んで、町として若者たちに何ができるか、国も、この問題につきまして、大変いろいろ考え方を持って、いろいろ補助事業その他を工夫しておりますので、そういうことを活用しながら、やはり佐川町は文教のまちであると同時に、農業振興のまちでもあるというな方向に、まあ、方向に向けたらいいかなあというに考えております。

これには、やはり行政側だけじゃなくて、やはり、まさに農業、従事しておる皆さんの知恵、そして若者が、やはりこれから日本を救うていくのは、この食糧、担い、というような、その意識を持っていたけりような方向を行政として、どういふ方向できるか。

今、だんだんとお話があるのは、新しい、いわゆる野菜類、付加価値の高いものを、あるいは安全なものを、つくっていかうと。これは有機野菜というな銘打っておりますけども、そういうな方向でこの地域になくってはならないような状況で、ぜひ若い人たちに頑張っていたきたいと。そのために、私たちが、行政が何ができるかということは、これはお互い議論の中で、これから高めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

1 番 （森 正彦君）

人口減少、定住促進で重要なことは、就労の場の確保。その中で重要なことは、農業振興であると。今、確認をいたしたところでございます。このことにつきましてはですね、以前も確認をしておるわけですが、どうもその本気度が、私には伝わってこない、と思うわけでございます。

例えばですね、農業関係の担当職員は、今現在4人、一方、観光関係の職員は3人でございます。その農業関係の職員はですね、また農業土木も兼任しておるわけでございます。非常に幅が広いと。町長は、必ず農業、そしてプラス観光と言われるわけですが、私のほうから見たら、その仕事の量から見て、あるいは人員の配置を見るとですね、農業と観光を同等に捉えているのではないかというふ

うに思ってしまうわけでございます。

この観光ですが、産業として、観光が産業として、今、佐川町が捉えることができるかどうか、現在、観光をなりわいとして従事している人は、多分ゼロに等しい状況であると思うわけであります。この観光のことは、今、詰めて質問はいたしませんですが、やはり、この農業振興、もっともっと力を入れて取り組むべき、定住人口の促進ということに関してですね、取り組むべきであるというふうに考えるわけでございます。

この農業振興については、後でお伺いしますので、ここではさらに詰めての質問はいたしません。就労の場の確保ということで農業は重要であるということを確認いたしました。

次にですね、人口減少対策で、就労の場の確保と並んで重要なことはですね、流出人口を減らして流入人口を増やすと、これが大事だと思います。

そこで、国勢調査、22年度10月に終わっておるわけですが、先の17年の国勢調査と22年の国勢調査を比較してみました。他の町村もあります。22年度の佐川町の国勢調査の人口はですね、1万3,958。で、17年からいうと489人減少しております。対比96.6、3.4%の減少です。

隣の越知町はですね、人口が6,374で578、佐川町よりも人口は半分程度あるにもかかわらず、578人減っておると。91.7%であると。日高村につきましても5,452で、443人減少、92.5と。仁淀川町につきましてはですね、6,502人、845人と。人口は約半分以下ですのにですね、減少した人数は約倍であると。対比で、88.5%、11.5%の減少幅であると。

このことから察するにですね、かなり、仁淀川町あるいは越知町あたりから佐川町へ流れてきているんじゃないかというようなことが伺えるわけでございます。現に、仁淀川町の人佐川町へ家を建てたということをよく聞くわけでございます。

こうして、佐川町へ、人が住みたい、住んでいると、こういうことがこの全体の、さっきの数字の中から伺えるわけでございますが、この、流出人口を減らし、流入人口を増やすと、このことへの対策は、どのような施策が必要と思うか、町長、お願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。まず、基本的には、ここに住める条件として

は、やはり生活の糧を得る、これが私は第一番だと思います。二つ目は、やはり生活環境。これは交通の便であったり、あるいは学校の教育の現場であったり、そういったものが必要であるんじゃないかというふうに考えております。

今、だんだん近隣のお話もございましたけども、なかなか町として、そこに具体的に、じゃあ奥から出てきて、ここへ住んでくださいというのは、なかなかやっぱりお互い仲間としてなかなか言いにくうございますけども、先ほど来、一昨年の国勢調査のときにも、全県下的に減少はしたものの減少率は、非常に県下でも小さいという佐川町の数字が出ておりましたけども。これは、一つは交通の便、そして生活環境でいいましたら、非常に平地も比較的多いということなので、ここに定住を望んで来る人が若干あって、人口ダムの要素があったかなあというふうに思っております。

これは、一つは、私、前々から思っておりますけども、ＪＲ、土讃線、これが古くから存在したことが、佐川町のそうした特異性を持っておるんじゃないかというふうに考えておりまして、これからこれをどうするかといいますと、なかなか名案が出てきませんけども、冒頭にも申し上げましたように、町として何ができるか、これは、子育て支援の中でもさまざまな施策を展開をさせていただいておりますし、また、住居環境につきましては、若者定住住宅、これは黒岩にも尾川にもできておりまして、斗賀野にはなかったわけですから、ことし、来年で取り組もうと。

そういうな施策を打ちながら、できるだけ入っていただきたいということは、これはもう森議員がおっしゃるとおりでございますから、できるだけそういうな施策に向けて、行政としても頑張ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

1 番 （森 正彦君）

定住人口の増加への対策、なかなか名案が出てこないということでございますが。その中の一つの条件として、交通の便がええと。このようなことも再々お聞きするわけでございます。それから、佐川町へ来てくださいと外へは言いにくいということでもございますが、やはり私は、もっと積極的にですね、例えば交通の便がええというのは、これは我々の努力したことじゃないわけで、立地がええとかいうのは、これはもう佐川町の立地ですから、我々の努力したことじゃない。でございますので、やはり我々は何を努力すべき

かということが非常に大事であると思うわけでございます。

それから、外にアピールをすることは、という非常に消極的な意見ですがですね。日高村なんかですとですね、子育てしやすい村づくりというパンフレット出しておるわけです。それは、ほんで誰でも見れるような形で、レストラン高知なんかも置いておるわけでございます。

日高村の村長は、去年の議会ですとですね、人口減少問題に危機感を持って取り組む、とこのように発信をしておるわけです。外へむかっても、内へ向かって。その中でですね、子育て世代の定住促進にも力を入れると言っております。それから中学生までの医療費の無償化や不妊治療の補助制度も設けておるわけでございます。

この定住促進につきましてはですね、津野町、あるいは中土佐町、四万十町、これは高速道、高規格道路の延伸ですとですね、ここなんかも力を入れておるということでございます。

やはり、その力を入れてやっていくということをやっぱり町民に、あるいは、町民に発信するとともに、そのことはやっぱり外へも聞こえていくわけでございますので、積極的に、やはり佐川は住みよいよという環境づくりとそれに対する、その施策のアピール、佐川は住みよいと、まちづくりを進めていますというアピールをすべきではないかというふうに考えるわけでございます。

また、本山町ですが、ここはですね、定住促進委員会というのを設置しております。本山町なんかもやっぱり当然、その人口減少に悩んでおるということですが、その定住促進委員会を設置して具体的な定住促進ビジョンを作成しておるわけでございます。

先ほど、町長は、なかなかその名案は出てこないというふうにおっしゃいましたが、町長一人で考えておるわけではないかとも思いますけれども、やはりですね、具体的にですね、そういう委員会とかを設置いたしましてですね、どのようにして、このせつかく佐川町は人口が余り減ってないと。この優位性を生かしていくことをですね、具体的に実施すべきであると。そのためには、やはりその定住促進ビジョン、こういったもので定住ビジョンを作成しまして、有効な手立てを総合的に実施していくと。そしてアピールもしていくと、こういうことが必要であると思いますが、この定住促進委員会、こういったものを設置するつもりはないでしょうか。町長、答弁願います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。先ほどの私の答弁で、手立てがないというふうに、申し上げた。これは非常に、やってもやっても人口が減り続けているというのが状況でございますから、なかなか妙薬は、特効薬はないというな意味で申し上げたわけでございます。

そしてもう一つ、積極的に佐川町に來いとよう言わんと言ったのは、先ほど事例に出ました仁淀川町、越知町、そういったところから出て來いとなかなか言いにくいということだけでございまして、これはそのほかの、例えば高知市から、あるいはその近隣から、どんどん佐川町がようになって入って来ていただくという、これは、どんどん大いに、私は宣伝をせないかんと思いますけども、ちょっとそのあたり、先ほどの答弁で、ちょっと誤解があったらいきませんので、そのあたりを申し上げておきたいと思います。

そして、お互いに知恵を出していくというお話でございます。これほんとに、私がこういう考え方でやるということではなくて、皆さんの意見を踏まえて、この定住促進、これはほんとに、町の行政としては、これはもう各自治体とも一緒と思います。ほんとに重要な課題だというに認識いたしておりますので、その委員会の設置につきましては、これはまた議員の皆さんとも相談をしながら、どのような方向でいったらいいかというのは、それこそ、検討させていただきます。

1 番 （森 正彦君）

越知町や仁淀川町に、佐川へ来てくれとはいづらいと。それはそのとおりでしょうが、決して、佐川町は住みやすいということをアピールするのは、越知へ向けて、仁淀川町へ向けて、あるいは須崎とか高知市に向けてするわけではなくして、佐川町は、子育てしやすい環境をつくっていきますよ、とこういうことを町民に向けて、あるいは目のつくところへ看板でも立てていくと。

松浦議員も言ってましたが、子育てしやすいまちづくり宣言とか、そういうものをしていけばいいわけで、何も、吾川の人にダイレクトメールを出すとか、あこへパンフレットを置くとかいうことではないと。方法はあると思います。そうして、佐川町に住みやすい人を受け入れていくと。そういう姿勢も大事だと思うわけでございます。

その辺も含めてですね、定住促進委員会設置検討するということ

ですが、やはり検討、真剣にですね、他の町村は真剣にこのことに取り組むと言っておるわけですから、検討していただかなければならないわけですが、実現に向けて検討していくというふうにお聞きしてよろしいでしょうか、町長、お願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。先ほど、松浦議員の御質問の中にも、検討するということは、どうも役人言葉で、せんじゃないかということでございますけども、この件に関しましては、これは先ほども申し上げました。議会の皆様とも御相談をさせていただいて、検討させていただくというふうに御答弁をさせていただきます。

1 番 （森 正彦君）

ということはですね、近々、議会にそういう相談があるというふうに捉えてよろしいでしょうか、町長お願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。近々というのは、きょうか、あしたか、あさってかと言われませんが、これはやっぱり議会と、私は常に両輪ということでございますので、よく、独断と専行、議会軽視だ、というような言葉をいただきますけども、これはまあ慎重に、私はそういう気持ちじゃなくて、やっぱり議会の皆さんとは同歩調で、私は行政いくべきだと考えておりますので、一両日というて言われても、責められてもいきませんが、若干検討させていただきたいと思います。

1 番 （森 正彦君）

この定住問題ですね、人口減少問題は、町政の最重要課題として捉えるべきであると。なかなか、それこそ簡単に成果が上がるんじゃないです。ので、できるだけ早くですね、緊急の課題として取り組むべきと考えますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

いろいろお聞きしましたがですね、私は、今、住んでいる人の満足度、これを高めることができますね、今、住んでいる人が、これからも住み続けると、これは流出しないということですね。そして、その人たちが、佐川ええところですよ、ということで満足していたらですね、移住者を呼び込むことになると、こう思うわけでございます。ですから、定住につながる施策に、町政としてですね、危機感を持って取り組むと。これは幅広い施策でございますので、そういう定住促進委員会と、そういったことで検討して、その施策を明確

に打ち出して、それを周知することが必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、農業振興について、お伺ひいたします。

本年度、農水省はですね、新しい農業振興策として「各地域、人と農地の問題解決に向けた施策」を打ち出してきました。「各地域、人と農地の問題解決に向けた施策」平成 24 年 4 月農林水産省、ということでございます。

その中にはですね、「人、農地プラン」これ、「地域農業マスタープラン」と言われるものでございまして、そのマスタープランを立ててですね、新規就農者の定着支援、それから農地の利用集積を促進するとか、資金問題をですね、スーパー L 資金の金利負担軽減というものですが、こういったことでですね、力強い農業を構築していこうというものです。そのプランは、集落、地域の話し合いによってですね、力強い農業構造を実現に向けて、「人と農地の問題」を解決しましょうということでもあります。

地域農業の振興は、先ほど確認したとおり、大変重要であるわけですが、その中でですね、地域農業を担う経営体の育成や、耕作放棄地を含む経営体へのですね、農地集積による規模拡大が重要な課題であります。

この各地域の人と農地の問題解決に向けた施策をどのように進めていくか、また、このいわゆるマスタープランの策定についてですね、課題は何なのか、それともう一つですね、これをお聞きするわけですが、戸別農業所得補償制度の参加者、23 年度の参加者と、給付を受けた金額をお聞きしたいと思います。産業建設課長、よろしくお願ひします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。まず、最後の端に質問された戸別所得補償制度ですが、参加者が 170 名でございます。これ 23 年度実績ですが。助成金額が 1,850 万弱となっております。それと、最初に質問されました、「人・農地プラン」の関係ですが、これは、政府のほうで出された新たな取り組みということでございますが、内容的には、今までもやっておったことをさらに充実していくものであります。

要は、地域が中心になって、集落地域が抱える「人と農地の問題」解決をしていく、要は話し合いによって、今後中心となる経営体を

どこにするのか、また、その中心となる経営体へどうやって農地を集積していくのか、中心となる経営体と、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方をどんなにしていこうかということを経営主体が考えていただくわけですが、その中には、当然、役場を初め関係機関が一緒になって取り組まなくてはなりません。

先般、5月の中旬に、役場と、また斗賀野のほうで、県のほうに来ていただきまして、説明会もさしていただき、多数に御臨席いただいたところですが、先ほど、就農者の質問がございまして、20年度から23年度、45歳未満15名というふうに申しました。この「人・農地プラン」をつくっていく場合に、青年就農給付金（経営開始型）というのがございまして。

これは、昨年度来新聞のほうでも随分取り上げられました、年間150万円が経営開始後5年間給付されるというものでございまして。これが20年の4月1日までさかのぼるわけです。20年度から就農した方が対象になるわけです。ところが、その方、23年度までの方15名につきまして、本年度給付を受ける20年度の方につきましては、本年度が最後の期間になるわけですが、給付を受けるためには、ことしの9月までに、この、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」というものを策定する必要があるとございまして。

今後の地域農業、それと地域の担い手、後継者、そういった方々を育てる、地域をまとめる、非常に重要な計画になってくるわけですが、いかんせん、なかなか時間的にせっぱ詰まった状況の中で、計画を策定していく必要があります。

これが、大きな課題であります。また、この15名の方、それぞれ就農しておるところ、その地区、集落を中心として、それぞれの「人・農地プラン」いわゆる「地域農業マスタープラン」を策定していかないきませんので、その地区割りをどんなふうにしていくのかということも一つの課題であります。

こういった課題はございますが、このプランを策定することにより、地域農業の発展、まして定住人口の増加、先ほど言いました新規就農者、4年間で15名、それ以上に今後つなげるためにも、えい計画を地域住民、関係機関と一体となって策定していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

1 番 （森 正彦君）

国の制度に乗るということは、農業者、地域にとって、非常に重

要なことであると思います。先ほど、戸別農業所得補償制度、これの参加人数と金額をお聞きしました。この戸別所得補償方式、佐川町には余りそぐわないのではないかと。ですから、余り、人が参加していないんじゃないか、ですから金額も少ないんじゃないかと思っておりましたが、これ、勉強不足で、本当に意外でしたが、170名、1,500万、とにかく1,500万以上の大きな金額があるわけでございます。

国の制度に乗ろうと、いうことは非常に重要であると。現在の農業にとってやっぱり国の施策とともに進んでいかなければならないということであるというふうに認識をさらに強くしたということでございます。

今回出てきました「地域農業マスタープラン」、集落、地域における話し合いで、未来の設計図を描くことになるわけでございますが、先ほど、課題の中に出てきた集落での話し合い、この集落での話し合いができたらいいです。できないと、プランができない。ということになるわけです。プランができないと、青年就農給付金はもらうことができないと。

この青年就農給付金は非常に重要な支援制度であるわけでございます。そのことをわかっておるから、国のほうもこういう施策を講じてきたということであるわけですが、現在のこの新規就農されるという若者の大半、若者といっても30代を含めておるわけでございますが、1カ月の給料はあんまり高くないと。若い人の給料は、あんまり最近高くない。当然、蓄財は、早々はないであろうということが想像されます。その中で、就農してもですね、最初からうまくいくということは限られないわけでございますし、初期投資も結構かさむわけでございます。

そういった新規就農を希望する青年指定制については大変よい制度でございますが、マスタープランができてないと、もらえないということになってしまうわけでございます。で、せっかくの制度が生かせず就農をためらうとか、あるいは町外の人ならですね、佐川町を選ばずに他の町村で、マスタープランのできている地域を選んで就農したりするということにもなりはしないかと思うわけでございます。

このプラン作成、先ほど課長、9月までにということでしたが、地域への出ていったの説明会もしていただきましたが、参加人数、

どれぐらいの参加人数があったのか。そして、それを踏まえて、プラン作成、どのように取り組んでいくか、お伺いしたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

ちょっと、もう一度答弁さしていただきたいのですが。青年就農給付金（経営開始型）と、20年度から23年度、15名言いましたが、これはもう既に、経営を始めておる方15名がございます。これは、5年間、毎年150万と。一定の条件がございますが、5年間出ます。これを、給付受けるのに、「人・農地プラン」が要ると。それと、もう一つは、「人・農地プラン」は、「人と農地プラン」の作成とは関係なくて、青年給付金の（準備型）いうのがあります。これは、さあ、農業を始めていくのに、研修をしてみようとかいう場合に、2年以内、2年以内で年間150万円出るものでありますが、これに関しては、「人・農地プラン」は策定の必要はございません。ここで研修を受けてから、地域へ就農する際に、「人・農地プラン」をつくられた、あるいはつくったところで就農するわけであります。

そういう事業でございますが、先ほど言いましたように、5月14日、これ、夜、午後7時からでありましたが、当役場で開催さしていただき、県のほうから担い手対策課から説明に来ていただき、当事業説明をさしていただきましたが、地域の方18名が参加していただきました。

また、5月16日の水曜日、同じく午後7時から、これはJAコスモスの斗賀野支所さんを借りまして、2階で開催しましたが、地域の方22名に来ていただいております。18名と22名、40名でございますが、先ほど言いました15名とか、また今後準備を踏まえて、将来的な就農の可能性のある方、来ていただいております。

1 番 （森 正彦君）

この青年就農者の定着支援で、準備型でありますとですね、プランをつくらなくても、2年間はもらえるということですが、やはり就農したあと5年間、これは非常に青年就農者にとっては、ありがたい、非常に力強い支援でございますので、やはりそれを、やっぱり支給してもらうためにはですね、マスタープランの策定が必要ということになるわけでございます。

それでね、佐川町で、この説明会をした18人、斗賀野では22人と。それでですね、できない集落があるとですね、その5年間はいただけなくなるということでございますので、できる限りですね、

そういった、もらえない方が出ないように、この3カ月間で、していかなければならないと思いますが、何か、この前の予算書ではですね、超過勤務手当も例年並みとかいうことですが、いきおい、これは夜間に集まってもらわなければいけないということになりますが、これ実際、3カ月で超過勤務ない中、やっていくことができるかどうか、渡辺課長、答弁願います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

超過勤務手当の予算はございます。ただ、先ほど言いましたように、9月までに策定せないかと。そこで、これ策定するに当たって、農地の集積とか、またそれを集積、経営体、この15名なんかも地域を担うていく経営体になるわけですが、大部分が、施設園芸とか有機野菜とか、そういった関係でありますので、本来の土地利用型の稲作の受け手の経営体というのは地域には非常に少ないと思います。

そこで、集落ごとで、この「人・農地プラン」をつくっていく場合には、ちょっときついんじゃないかなと。もっとエリアを拡大して、旧町村単位、ぐらいをめどに、「人・農地プラン（地域農業再生プラン）」をつくっていくべきではないだろうか、と自分なりに思っていますが、なお、またこういった、どのように進めていくか、いうのは関係機関と今一緒になって、また町内には、関係機関と一緒にになった担い手育成対策協議会というものがございますが、その中で、事務的な打ち合わせをしておるところであります。

そんなことをして、期間内と言えども、地域の方の協力をいただき、また、御質問議員の協力も全面的に斗賀野地区ではいただきながら、何としてでも計画策定に全力で尽くしたいと、尽くしていきたいというふうに思うております。

1 番 （森 正彦君）

何としてでも策定するという、あるいは超過勤務手当もあるということですので、大変厳しいとは思いますが、全力を挙げて取り組んでほしいというふうに思うわけでございます。

先ほど課長からもありましたが、そのマスタープランはですね、新規就農給付金と農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間の無利子で成り立っております。その中でですね、農地集積協力金はですね、受け手となる個別経営体がないとですね、なかなかもらえないと。個別経営体、なかなか育っていないのではないかとというふ

うに感じるわけでございます。これも早速行って、早々できるわけではございませんが。個別経営体は育っているのかということもお聞きしたいと思いましたが、大体、答えはわかっておりますので、これはちょっと、今回ここでは数とかは聞きません。

この個別経営体、新規就農者も自立した個別経営体とならなければならないわけでございます。しかし、経営確立には、厳しい道のりがあるわけでございます。そして、就農後のフォローも非常に重要でございます。社会経済情勢の変化、あるいは、ころころ変わる農政、こういったものにも産業建設課は対処していかなければならないと。新規就農者への支援ですね。それから個別経営体の育成、それから遊休農地対策とか、ストックマネジメント、あるいは今までもある農道、あるいは集排水路、こういったものの修繕もあるわけでございます。課題は、山ほどあるわけでございますが、これほどある課題にですね、対処することが、今の体制でできていくのか、ということが、非常に、私は、心配される、危惧しておるわけでございます。

そこで、町長にお聞きします。先ほど、農業振興については、非常に重要であるというふうにおっしゃられましたが、やはり体制の整備、これをしないとですね、なかなか施策は前へ進まないと思いますが、体制整備をしていく気持ちはあるかどうか、町長、伺います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。私ども、行政側の役目としては、やはり適正な人員配置の中で、施策をどういうに方向を進めていったらええかということで、考えてやっていただいております。

今、お話ございました、当然農業分野、これも非常に重要な部分でございます、かつてより産業課といわゆる農業振興課と合併させて、それ効率上げようということで組織の改編もさしていただいた経過がございます。そういう中で、大変、この議会でも人数が少ないんじゃないかというような議論もいただいておりますけども、やはり今の時代、やはりお互いに知恵を出して、この体制の中で、どういうふうにやっていけば、一番効率がいいかということは、これはもう当然、我々も考えながらやっていく必要があるというふうに考えております。

即、今、その農業振興に対して、特別に人員を配置するかという

ことじゃなくて、今の体制の中で、どういうふうに執行していったら、一番効率がいいかということを、当然、これは担当の職員の方、あるいは課長さん方の意見も踏まえながら、今後取り組んでいかなければならないというに思っております。

前段に申し上げました、これから、やはり農業振興、これは非常に重要な課題というふうに捉まえております。そういうことで、先ほど、御質問の中で、農業担当が4人、観光が3人というような話がありましたけども、これは今、農業も当然、今、だんだんお話がありますように、当然観光分野も当然農業ございますから、これ一体となって取り組んでいくということで、今、課内室でございすけども、産業建設課の中に観光室というのを設けさしていただいて、これはもう、やはり縦割りじゃなくて、やっぱり横の広がりの中で、対応してまいりたいというに考えております。

御質問のその体制についてのことにつきましては、今後、重要性を鑑みて、その中で配置を考えていきたいというように考えております。

1 番 （森 正彦君）

観光3人と。これは決してとりきりではないと。一体となって、その産業として進めていくと。そういうことをおっしゃられたように思いましたが、そのように受け取ってよろしいでしょうか、町長。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。当然、これ役所の縦割り行政というのは、有利なところもございすし、当然不利なところもあるわけですけども、これから、私たちのこれだけの小さい所帯の中では、縦割り行政というのはもうこれから、とても成り立っていくだけの人員の確保というのは難しいじゃないかということでございすので、将来は、この議場でも一度申し上げたことがございすけども、職員の皆さんには、オールラウンドプレイヤーになっていただきたいということで、今、産業建設課の中に観光も、ことしから配置がえをさしていただいたというふうな状況でございすから、御理解を願いたいと思います。

1 番 （森 正彦君）

この「人と農地のプラン」、これを策定、9月までに策定しなければならい。これ、結構大きな事務量があるわけでございます。アンケート、あるいは、その中心となる経営体を個別にですね、現

状、計画、そういったものも構成員とかいうのも調べて表にしていかなければならない。さらにはですね、土地集積計画表、こういったものもつくっていかなければならない。それを広い範囲でやるとなると、なかなかこれも大変なことになるわけでございます。このことを、私、説明を受けて、あるいは、普及所に確認して、斗賀野でやろうと、ゆうことをやってみると非常に大変だと、これを全町的にやっいてこうとすると、なかなか大変なことがあるというふうにも思うわけでございます。

しかし、やはり新規就農、この人を支援していかなければなりませんので、役場のほう、そういった支援、後方支援も含めて頑張ってもらわなければならないということになると思います。

そういった点で、大変でしょうがですね、努力をしていただきたいと思います。

次にですね、学校教育行政について、お伺いいたします。

全国学力テストが実施されだして5年経過いたしました。当初、県の学力テストの結果はですね、小学校、中学校ともですね、全国最下位クラス、佐川町の成績も余りよくなかったと聞いております。教育はですね、国家 100 年の計と言われ、これに異議を唱える人はいないでしょう。その中でですね、基礎学力が劣ると。基礎学力が劣るということは、重大な問題であります。この学力向上対策、これをどう実施して、成果はどうかを教育長にお伺いいたします。

教育長 （川井 正一君）

お答え申し上げます。全国学力学習状況調査、いわゆる学力テストは、平成 19 年度から実施されておりますが、これは全ての生徒ではなくて、小学校 6 年生を対象に、国語と算数、それから中学校 3 年生を対象に国語と数学が実施されてきています。

佐川町の小中学校の学力の状況につきまして申し上げますと、平成 19 年度において、先ほどお話がありましたように、高知県は全国低位でございました。その全国低位の高知県平均をも下回り、平成 22 年度においても、依然として厳しい状況にございました。教育委員会としまして、このような状況を打開し、佐川の子供たちに確かな学力を身につけさせるため、平成 23 年度から、基礎学力の定着と学力の向上を目指して、次のような取り組みを始めました。

1 点目としまして、教員が、日々の授業改善に取り組み、質の高いわかる授業を行うため、大学の先生をアドバイザーとして招聘し、

授業研究を通じて教員の指導力を向上させるとともに、授業モデル、指導モデルを構築することとしています。

2点目としまして、学力でつまづいている生徒やレベルアップを目指す生徒などを対象として、モデル的に佐川中学校において、放課後や夏休みなどに外部講師による学習指導も行っております。

3点目としまして、平成 23 年度から小学校に外国語活動として英語が、本格的に導入されましたことを受けて、外国語指導助手、いわゆる A L T を 1 名増員し、2 名体制として、小学校と中学校の英語指導の充実を図っています。

このほかにも、豊かな心を育むとともに、読解力や言語力の向上を図るため、学校を拠点として町立図書館などと連携しながら、読書活動の充実に取り組んでいます。

こうした取り組みを行う中で、平成 23 年度の学力テストの結果を見てみますと、やはり県平均を若干下回っておりますが、その格差は縮小傾向にはありますが、まだまだ十分といえる状況にはございません。今後につきましても、教育委員会と学校が一体となって、全国レベルの学力をめざして、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番 （森 正彦君）

学力向上対策、これについては、佐川町の教育行政方針の中でも、この学校教育の項目の中です、学校教育と生涯教育、生涯スポーツ、こういったものがあるわけですが、学校教育の項目の中です、基礎学力の定着と学力向上、それから教員の資質、指導力の向上、それから豊かな心を育む教育の推進、あるいは学校、家庭、地域などの連携推進と。

基礎学力の定着と学力の向上、その中に 3 項目ありまして、その 1 つにですね、全国学力学習状況調査や到達度把握検査の結果の分析活用とあります。先ほどの答弁でも対策は、うち、成果は上がってきているようでございますがですね、この学力対策は、大きくは、県のプログラムに載っていたものではないだろうかというふうに、私は感じておりましたが、今、聞いてみますとですね、佐川町は佐川町として、独自の対策を打ち出しておるということのようで、これはまあ、ありがたいと思うわけでございます。

ありがたいと思うわけでございますが、実は、というか、5 月 9 日の高知新聞、これに「県内公立高校、難関大学へ続々」という記

事がありました。高知県はですね、私立高校と公立高校、私高公低、私高公低と言われてきましたが、変わってきたと。それが変わってきたと。どうしてかというとはですね、組織で動き出したと。今までは、個々の教員の力に頼っていた、あるいは、悪く言えば、任せっきりに任せていたと。こういうことやったと。そういうことで、横の連携が足りなかった、よい先生がいてもですね、そのことが広がらなかったと、こういうことを新聞では報道されていました。

それがですね、組織で取り組むという仕組みができてきたということで成果が上がりだしたと。こういう記事が載ったわけでございます。で、難関大学へ、というとはですね、大体追手前高校が思い浮かぶわけですが、それが、追手前高校だけでなくてですね、小津高校、西高校、中村高校、安芸高校からもですね、難関大へ合格してきていると、こういうことでございます。これはですね、組織で取り組むという仕組みができたからこそその成果だということのようでございます。

そこで、私がちょっと気になっていることがありました。ちょっとさかのぼりますが、ことしの3月の各町村議会の記事の中でですね、中土佐町がですね、教育研究所の所長を選任したと、こうあったわけでございます。「え、これは、佐川町の半分の人口の規模の町にですね、教育研究所とは」と思っていますね、教育研究所、調べてみました。内容はですね、管内各学校の学力調査や全国学力テストの結果を分析して、指導計画や学習指導の工夫改善を図るとありました。

ほかにもですね、授業で使用する教材等に関する調査研究、あるいは教職員の参考となる資料の作成、教職員研修の実施などがありました。この教育研究所、県内の全部の市には、全部設置されています。またですね、隣の仁淀川町、いの町、それから四万十町、黒潮町、ここにも設置されております。それに中土佐町が加わったということでもあります。

これをですね、土佐弁で言うとはですね、「佐川町はどうなっちゅうが」と。「先を越されゆうじゃいか」と、「文教のまちやに」こういうふうに思っていますね、話を聞いているうちにですね、じくじたる思い、少し恥ずかしい思いでございました。

先ほど、教育長の答弁ではですね、学力面において、平成23年度から新たな取り組みを始めているということでございます。これ

は、こういったこと大いに成果を上げてほしいと期待するものであるわけでございますけれども、名実ともにですね、文教のまち佐川と言われるためにはですね、教育研究所のようなですね、専門機関においてですね、教育の現状と課題を調査して、研究して、そして分析すると。そういった上で対策を検討し、そして必要な施策を組織し、動いて、実際に動いて実施していくことが必要ではないでしょうか、と。私はそのように思うわけでございます。

特にですね、知、徳、体、これのバランスのとれた力を育てるためにはですね、教員の指導力向上は不可欠であるわけでございます。そのためにはですね、必要な調査研究を教育研究所を設置して教育研究所で行ってですね、それを実践につなげていかなければならないと考えますがですね、まず教育長の考えをお伺いいたします。

教育長 （川井 正一君）

お答え申し上げます。児童生徒のいわゆる知、徳、体を育むためには、議員御指摘のとおり、しっかりとした現状分析に基づきまして、対策を立案し、実行することが重要ですので、教育研究所の設置に限らず、専門的スタッフを充実することは望ましいことであると考えております。

ただ、私ども教育委員会としましては、与えられた現体制の中で、佐川の教育を一步でも二歩でも前進させるため、学校現場との緊密な連携のもと、工夫もしながら最善の努力を今後ともしてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番 （森 正彦君）

与えられた状況の中でということではございます。しかし、独立機関でございますので、教育委員会というのは。やはり考え方を強く持ってですね、佐川の教育を推し進めていくという考えがですね、教育長には必要ではないかと。せっかく佐川に来ておるのにですね、今までのままの体制で、今までのとおりではですね、佐川の教育は向上しないというふうに、私は考えるわけでございます。

町長にもですね、教育研究所について、お伺いいたします。昨年作成された町政要覧、この写真編の中でですね、町長が「発刊にあたって」としてですね、次のようなことを述べています。長くなりますので、抜粋して紹介します。

佐川町藩政以来のですね、文教のまちとして栄えた町です。そして現在も、新しい文教として、人づくりを中心とした施策を実施し、

ほどよいまちを住民の皆さんと一緒に作り上げようと努力しています。とあるわけでございます。

ここで述べている人づくりの基本は、教育にほかならないわけでございます。先ほど教育長に言いましたが、町長はですね、2年前に、県との人事交流で、川井教育長の就任を実現されたわけでございます。町長が、わざわざ県から教育長を招いたのはですね、佐川の教育の一層の振興を図りたいという強い思いに基づくものと、私は理解しておるわけでございます。

そうであるならば、町長が目指す教育の振興を図るためにはですね、必要な予算や組織体制の充実を行う必要があると思うわけでございます。さらに言えばですね、必要な対策をとってしかるべきではないでしょうか、と。もっと言うと、せっかく県から教育長を招いたのにですね、組織体制は何も変わっていないということで、やはり、組織、体制、仕組み、こういった整備が必要ではないかと。今のままでは、佐川の教育を大きく前進させることは、私は、困難ではないかと、いうふうに思っておるわけでございます。

教育研究所を設置することにつきましてはですね、今後の佐川町の教育向上には不可欠やと、いうふうに思うわけでございます。町長は、これまでの議会の答弁の中でですね、職員を増やすことには非常に否定的な発言をされるとともにですね、職員が少ないことを誇りに思うといったような趣旨の発言もあったわけでございます。この教育研究所を設置することは、必然的に人員増を招きます。財政負担も伴います。私も、佐川町の財政状況が厳しいことは十分承知していますが、難しいからといってですね、新たなことは何もできないということでもないと思います。新しいことは、やっぱり、すべきことはしていくということにしなければならないと思います。

予算的には1,500万ぐらいの予算が必要になるかと、私なりにはじいてはみました。佐川町にとってですね、不可能な数字ではないというふうに考えるわけでございます。とにかく必要なことはしなければならない。財源は、そりゃかなり厳しいものがある限られた財源になることでございますけれども、やはりそういったときでこそですね、米百俵の精神でですね、選択と集中していく必要があると思います。

町長の教育に対する熱い思いがあればですね、中土佐町のように

教育研究所を設置することは、私は可能であると思うわけでございます。佐川町の将来を担う子供たちのために、どうしても必要、設置しなければならないと思いますが、町長、いかがでしょうか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。今、だんだん議論ございます。その教育の低迷というのは、ほんとに、今、特に高知県、佐川町も含めて、非常に、現実的には、大変悲しいかなというに思っておるわけでございます。

私、基本的には、やはり学校現場で、先生の、いわゆる指導力、そうしたものが、基本はそこにあるというに教育の場合は思っておるわけでございまして、それを行政が、どういうに手助けしていくかということについては、先ほど森議員もおっしゃられたとおり、いろいろな方策があると思います。

いわゆる調査研究も必要だったと思います。その中で、この教育研究所の設置についての御質問でございますけども、先ほど、御指示のあった町につきましては、若干その余裕があつてということではないと思いますけども、全て、この平成の合併の町村でございまして。そうしたことで、若干、人員的には、余つてはないですけども、そういう余裕があつたかなあ、とそういう、私、判断をしながら御質問を聞いておったわけでございますけども。

やはり、佐川町としては、いわゆる将来の構造改革については、財政健全化、そして定数の適正化、そういったものをきちっと柱において、行政を進めていく一面もあるわけでございます。確かに、米百俵の例えもあるとおり、教育には金を惜しむな、という声も非常に大事でございます。

そうしたことで、この教育研究所につきましては、これはもう確かに、費用対効果ということも考えなければなりません。先ほどお話ございました人事交流の件も、この件も、これは決して、人の資質じゃなくて、やっぱりその環境面での、いわゆるエアレーション、空気の浄化という、そういうことも大事かというに思っております。

この教育研究所につきましては、今ここで、私が、やります、という明言はなかなかようしませんけども、この御意見を踏まえて、例えば、取り組みとして多少のお金がかかるとしても、一気に教育研究所じゃなくて、梶原町のように、いわゆる県のプロ支援員を教育委員会へ招聘をしまして、そのあたりで研究をしていきながら、

教育向上に向けていったらどうか、とそんなことも考えながら質問を受けさせていただきまして、答えには、やります、ということは言いませんけども、必要性については、十分認識をさせていただきました。

1 番 （森 正彦君）

必要性については、十分認識したということですが、やはり、それほど大きい金額ではないというふうに捉えます。やはり佐川町の将来を担う子供たちのためにはね、どうしても必要であるというふうに考えます。

ただ、町長の言われるようにですね、教育研究所がないとできないということでもない、ということでもありますし、そのあたりはですね、町のほうでですね、どういう対策が打てるか、佐川の子供たちにですね、学力向上ができるような手は、どのようなことがあるか、と。教育研究所ができないから対策ができないということではないわけですが、少しでも早く、やはり、基礎学力、体力、そういったものを身につけていただけるような教育を、佐川町はしていくべき、というふうに考えるわけですが。

その教育の充実がですね、定住促進にもつながるわけですが。佐川町に住みたいと。そういう町になるかと思しますので、このことについてもですね、真剣に取り組んでいただきたいと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 （永田 耕朗君）

以上で、1 番森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午後 1 時 31 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、7 番氏原義幸君の発言を許します。

7 番 （氏原 義幸君）

7 番議員の氏原です。通告に従い質問をさせていただきます。

質問の 1 番目、斗賀野地区の町営住宅について。この斗賀野地区

の町営住宅については、24 年度予算に土地購入費を予算化していただき、先日の斗賀野 N P O 元気村の総会で、地域の方、みんな期待しているところです。土地の購入に当たっては、相手の方がいることですので、いろいろ言うてはいきませんので、25 年度に建設について、順調に進めていただきたいと思いますので、そのことについて、構わない範囲で課長の答弁をお願いします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。斗賀野地区への町営住宅の建設につきまして、先月末に地権者の方とお会いいたしまして、今月中下旬には、詳細について用地交渉をさせていただくようになってございます。そして、来年度の建設を目標としてございます。

7 番 （氏原 義幸君）

斗賀野地区の町営住宅については、私も 3 回ほど質問をいたしました。やっと建設ができることになりました。地域の方、ほんとにみんな期待していますので、25 年度中にはぜひ建設できますように、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

質問の 2 番目ですが、耕作放棄地、農地調査について、ですが、近年、高齢化が進み、特に、中山間の耕作地の放棄地が目立つようになってまいりました。しかし最近では、平たんな土地でも、ぼつぼつ耕作放棄地が見られるようになっていきます。今度の調査はどのような形で進められたのか、答弁をお願いします。

農業委員会事務局長 （氏原 謙君）

氏原議員の御質問にお答えします。現在、佐川町では、国の農地制度実施円滑化事業補助金を活用しまして、町内の全ての農地の利用状況調査を実施しております。調査委員には、佐川町農業委員 16 名が当たり、夏の暑い時期に担当区域を調査しております。この利用状況調査は、平成 22 年度から始めまして、毎年町内にある全ての農地約 2 万 6,200 筆、1,288 ヘクタールを 1 筆ごとに調査し、現況ごとに色分けして農地の状況を把握しております。また、国は、この調査期間を平成 32 年度までの 10 年間としております。

そこで、具体的な耕作放棄地の調査内容ですが、国の言われる遊休地を緑、黄、赤の 3 段階に区分し、緑はすぐにでも農地に戻るものの、黄色は機械を入れて耕作地に戻せる土地、赤は農地には戻らない耕作を放棄された非農地となっております。

平成 22 年度と 23 年度を見ましても、残念ながら遊休農地は年々増えてきているのが現状でございます。以上です。

7 番 （氏原 義幸君）

では、平成 22 年から 23 年、本年にかけて調査をしてもらいましたが、この 2～3 年のうちに、その放棄地の状況といいますか、その面積、全然もう回復不可能、機械入れれば回復できる、また、すぐにでも回復できるという、放棄地回復できる土地があると思いますが、大体、その面積的にはどんなになっていますか。

農業委員会事務局長 （氏原 謙君）

質問議員の言われるように、遊休農地は、高齢化とも相まって増大しており、昨年の調査内容を詳しく申しますと、優良農地、田、畑、樹園地ですが、合計で 920.9 ヘクタールでございます。そのほかの遊休農地というもののの中でも、先ほど申しました緑の、すぐにでも農地に戻せるものが 79.4 ヘクタール。黄色の、機械を入れて耕作地に戻せる土地の面積が 54.6 ヘクタール。残りが赤で、農地にはもう戻らないような耕作を放棄された土地の面積が 233.1 ヘクタールとなっております。

ことしも 7 月から利用状況調査を実施する計画で準備を進めております。農業委員会としましても、優良農地は年々減少し、遊休地が増えてきていることに危惧しておりますので、これからも佐川町産業建設課と連携を取り農業振興に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

7 番 （氏原 義幸君）

農業委員も暑いのに、この広い面積を調査せないかんとは大変と思いますけど、どうかマムシ、ハチなどにくわれないように調査をしていただきたいと思います。

それでは、質問の 3 に移ります。

農業振興について。国の補助事業の中で、耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのがありますが、今の農業委員会の報告では、すぐにも回復できる土地が 79.4 ヘクタール。79.4 ヘクタールあると言われていますが、この事業をするに当たって、どのような手続きをもって産業振興課に出したらできるのでしょうか、課長、答弁お願いします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。まず、申請していただかないきませんが、普

及所とか役場窓口のほうで申請していただくことになりますが、先ほど農業委員会事務局長の答弁のありました数値は、これはもう全て町全域でありまして、再生事業、国の補助金等の対象になるのは、農振、農業振興地域の中の農用地区域に指定されておるところであります。

また、その中でも、すぐにでも農地に戻せるものというのは、若干のトラクターとかが入っていけば対応できるものでありまして、いわゆる補助事業を入れて、抜根とか、そういったことをしていくのには、この黄色と言われた 54.6 ヘクタールが入ろうと思います。この中で、農用地になっておるのが半分ぐらいと思われます。それが補助事業の対象になります。また、赤と言われて、農地には戻らないというところは、これはもう農振の農用地からもうはずれておりますので、先ほどの黄色になっておるといふ箇所の半分ぐらいが対象になろうかと思えます。

これで、再生事業 23 年度 2 カ所で実施しておりますが、再生事業というのは、100%の補助で、上限は 10 アール当たり 15 万円あります。対象者は、担い手、認定農業者とか認定就農者とかいう方が対象になっております。この担い手以外でも対象にはなりますが、10 アール当たりが 7 万 5,000 円というふうになっております。

まず、ここで耕作放棄地の解消をしていくに当たって、その該当者がどういった方であるかということをお話のほうでお話を聞かさせていただき、どこを再生するかということ、字、地番等を教えていただき、それが対象になるところかどうかの把握をしていきながら、営農計画なんかと一緒に立たさせていただきながら、事業の実施になってまいります。

また、あわせて、施設等補完整備といいまして、これは、担い手のみが対象であります。若干の基盤、農道とか用排水路、また若干の小規模の施設等の設置が可能な補助事業がございます。これが、施設等補完整備に関する助成と言いますが、これは補助率 2 分の 1 で、上限が 200 万円。自己負担は 4 分の 1 ですが、上限額が 200 万円自己負担が 4 分の 1 というふうになっております。

昨年実施しました尾川のところでは、この事業も実施してございます。状況のほうではこれは実施せずに、再生の事業のみを実施しております。これ進めていくに当たって、やはり、再生の希望者、掘り起こしを、関係機関、農協それと農業委員会、地域のリーダー

等と一緒に掘り起こしをしていながら、この事業に乗せていく必要があるかと思います。

そういうことをしないと、放棄地は、どんどん山の方から平場のほうにも押し寄せておるのが実態でありますので、関係機関、関係者と一同一緒になって取り組む、取り組んでおる事業であります。質問議員におかれましても、また地域の中で、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

7 番 （氏原 義幸君）

この事業に当たっては、認定農業者とか、ある程度制約をされますし、誰でもというわけにもいかないようではけれども、もし、この事業は同じ人が何度でも、何度というか、2回でも3回でも予算のある限り、多くありましたら、予算がみてりゃあ、初めての人が優先でしょうけれども、予算が余った場合、同じ人が何回でも受けれる事業ですか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。予算の範囲内ですが、再生するに当たって、その農地を活用してどのような営農、どのような農業をしていこうかということを策定していかないけません。これは単年度ごとにつくれば、当然可能でありますし、最初の計画をつくっていくときに、そういう方向づけとかいうものがあれば、対応できるかと思います。

ただ、いきなり飛び入りでここをやりたいとか、スッと出てきても、なかなかそこは対応できませんが、最初の段階で、耕作放棄地の解消していく農地がどこにどの程度あって、どれを自分なりに再生していこうかというような一定の、短期、中期的な計画のもとに、最初の営農計画をこしらえて、それに基づくような年度区分をしていながら、事業に乗っていけば、対象になるというふうに思うております。

7 番 （氏原 義幸君）

ちゃんとした計画を立てればできないこともないと言われましたが、これは農作物なら、薬草であろうがショウガであろうが、施設園芸であろうが、それは制約はありませんか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

特に制約はございません。

7 番 （氏原 義幸君）

やはり、全般的に見まして、耕作放棄地ができていますので、こ

れを、こういう事業があるときこそ、みんなが協力して耕作放棄地をなくしていかなければ、ほんとに平たんな土地でもどんどんどんどん耕作放棄地が増えていくことになりますので、農協、普及所などとタイアップしてこういう事業をどんどん進めていてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

次にですが、新規就農研修生支援事業について、午前中の質問の中で、森議員もこのことについて質問しまして重複するかもしれませんが。最近ではUターンとか、都会から田舎に来て就農される方がだいぶ増えてます。本町では、先ほど、午前中にも森議員が質問して答弁されたと思いますが、現在の現状をもう一度答弁お願いします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

新規就農者でございますが、20年度から23年度におきまして15名が新規就農されております。この中には、地元の方もおりますし、地元から外へ出ておった方、またよそから来られた方、Iターン、Uターン、Jターンですが、そういった方も対象になっております。こういった方々、この新規就農研修支援事業というのは、22年度から始まっております。県単事業でございますが、就農研修者には1カ月につき15万円。それを指導してくれる指導農業士、これは県の認定が必要でございますが、その方には月5万円という形で6カ月以上2年までということで、22年度から実施してございます。24年度におきましては4名分の予算化をさせていただいておるところであります。

こういったものを生かしながら、また、午前中で答弁させていただきました「人・農地プラン」、国の事業も活用していきながら、新規就農に努め、また今後一層努める考えでございます。

7番 （氏原 義幸君）

しかし、最近では、都会から田舎に来て就農しても、田舎になじめず帰って行く人もおられるようです。しかし、収入が半分程度、3分の2程度になったけれども、空気や水のきれいなところで子供が伸び伸び育てられて、そして周りの人たちが大変親切にしてくれるので、何事にもかえられない、やっぱ田舎に来てよかったという人たちも大変多くおられるようです。

本町でも、よい環境づくりをして、多くの人たちを佐川町に受け入れて、それから人口増加に、午前中に森さんも言いましたように、

佐川町の人口増加、若い人が来れば子供もたくさん増えて、佐川町がますます元気になっていくと思いますので、役場といたしましても、それぞれ農協などとタイアップいたしまして、まず借家、家を構えなければ、なかなか、最近空き家があっても、人に貸すというのはなかなか難しい時代になっているようですので、やっぱり人を受け入れる、県外の人を受け入れるに、やはり家を構えてやらなければならないのが一番大変だと思いますが、そういうことをちゃんといたしまして、多くの方が佐川町に来て、それこそ文教のまち、それと住みよい町でありますので、ますます佐川町が栄えると思いますので、我々も努力しますが、役場のほうも努力いたしまして、ますますそういう方を受け入れるようにやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、農業振興基金についてでございますが、この農業振興基金は、20年か30年前からではないかと思われませんが、斗賀野の農協が5,000万、佐川町農協が5,000万、佐川町が1億円、計2億円の利子で農業の振興の補助金をつくるためにできた事業でございます。

しかし、この大分前から、貯金の利子がだんだん下がってきまして、この事業ができなくなった。だから原資を取り崩して補助に充ててきたようでありますけれども、斗賀野の農協も最後には桑鶴牧場の、何か堆肥の建設とか、堆肥場の共同建設、それと佐川は、茶工場の何か改修に充てたようでございますが、この間の役場の前回のときに、この農業振興基金の中からいくら出して、何かやったということを聞いて、あら、まだ農業振興基金が残っているなあということに気づきまして、ちょっと調べたところ、何か一千数百万まだ残っているようでございますが、この分を今後どのように運用していくのか、お尋ねしたいと思います。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。農業振興基金は、御質問の中にありましたように、以前、20年ぐらい余り前ですか、町が1億円、当時の斗賀野農協が5,000万円、当時の佐川町農協が5,000万円、都合2億円で、果実運用をしておりました。当時は、利子が6%から8%ぐらいあったように記憶しております。

それぞれ、その果実を使うて、今は県単になっておりますレンタルハウス事業も当時独自で、その制度の中でこしらえた覚えがあり

ますし、さまざまな、県単事業なんかに乗らないような小規模の事業を町独自でこれを活用して、農業振興にも図らしていただいた経過がございます。

これが、農協が合併しまして、また果実が随分少のうなってきたから廃止されております。廃止して、農協から出資されておりました都合1億円については農協のほうに返還して、町のほうでは、大部分を一般会計に戻しまして、残り2千万かそこらだったと思いますが、原資をそれぐらいに圧縮しております。

そして、近年では、単独事業の一部財源として、例えば、つい最近でしたら、堰の改修とかいうようなものに当て込んでございます。今後におきましても、そういった修繕等に活用させていただければと思っております。特に、一番懸案になっておりますファブリダムなんかは、これはストックマネジメント事業、国の事業を活用してやっておりますが、なかなかすぐにこの事業が導入できないです。今、1カ所だけできておりますが、2年に一遍とか、2カ年をかけてとかいうような状況になっております。要望活動もしておりますが、現状そういったことで、その間に傷んでくる。突然穴があいてくるとかいうこともございますので、この農業振興基金の残額につままして、そういうものに充てればと思うております。

なお、22年度決算額で見えますと、1,563万円農業振興基金があります。

7 番 （氏原 義幸君）

わかりました。これは、昔の話したら鬼が笑うと言われますけど、この運用時代では、私たちはほんとに今農家は、ほんとに森議員もそのときイチゴの担当で、もう時効になってますので、トラクターとかいろいろ、消毒、予冷庫だとか、それからいろいろ、大変農家にとってはほんとにええ事業でございまして、ほんとに我々は、ほんとにあの時代はほんとに助かりました。

ほんとにあの時代は、役場からもたくさんの補助金をいただいてやっていましたけど、最近はなかなか町の財政も厳しくて、大変難しくなっちゃっております。この農業振興費も、やっぱりファブリダム、佐川町に8つか9つかあると思います。それを、傷んだら太いお金が要するという、やっぱりもう農業振興基金は、そちらのほうにやっぱり使ってもらわないと、あのダムが壊れて直らんいうたら大変なことになりますので、我々、そういう方向に使っていた

だきたいと思います。

では、この質問はこれで終わりたいと思います。

次に、レンタルハウス事業ですが、毎度同じようなことを質問いたしますが、前回の質問のときに、ある農家から、最低が 10 アールじゃないとできんということで、我々はもうそこその面積をつくっていますので、新規つくる者は 10 アールないと経営が成り立たんけれども、1 反 5 畝とかつuckingている方が、もうちょっと増やしたい、地域によっては田んぼが狭くて 1 反のハウスが建てれないと。5 アールやったら何とか建てれるが、もし、こういうレンタルハウスでできないかということを聞かれまして、前回質問しましたら、課長は検討すると言われてましたが、今後のことについてどういうになってますか、答弁をお願いします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

10 アール以上になっておりますレンタルハウスで、特に、イチゴの耕作者にとりましては、小規模でも 3 アールでも 4 アールでも 5 アールでも、こういった小規模でも規模拡大をしていきたいという方が数名おいでになるのは事実です。また、こういった方々からも、御質問される前からお話をお聞きしておりまして、生産部会等でお聞きしておりまして、何とかこのレンタルハウス事業の中に、これ下限を下げてでも、また作物を限ってでも対象にならないか、いろいろ県等とも協議したわけですが、現実的には、これは無理ということです。

ただ、佐川町は、中間農業地域に属しまして 10 アール以上になっておりますが、これが山合いのところに行きましたら、町村によっては山合いのところでは、5 アール以上とかいう小規模のものも対象になっておるようございしますが、佐川町では、あくまでも 10 アール以上が規模拡大においても基幹となる農業ということで位置づけられておりますので、まことに申しわけございませんが、10 アール未満にはならないと、現状では、ならないということでございます。

7 番 （氏原 義幸君）

わかりました。やはり、平たん地と山の中山間の小さいところとでは、やっぱりその内容が違ってくると思います。やはりこれは、いたし方ないことと思います。それで、23 年度予算化していましたが、何か取りやめ、中止になったことです。今年、またレンタルハ

ウス、2,300 万ぐらい予算組まれています、これは、何十アールで、何人で、作物はどのようなのになっていますか。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

2 件、1 つが新規で、1 つが規模拡大で、2 件になっております。対象作物はニラです。ちょっと面積どれくらいか、ちょっと今、忘れましたので、申しわけございません。

7 番 （氏原 義幸君）

毎度私が申しますけれど、このレンタル事業という事業は、ほんとに農家にとってはもうこれほどのすばらしい事業はありません。ほんとにこれを新しくするには何千万も要るのを自己資金でやって、ほんとに今何しても、高価に単価が、ええときはええけれど平均して昔ほどお金が取れなくなったので、ほんとに農家としては経営が成り立たん時代でございますけれども、約 3 分の 1 の、1 千万あれば 300 万出せば、後の 3 分の 2 は補助でやっていきますので、まじめにちゃんとすれば、そこそこの経営ができていくと思います。ただ、おんなじ百姓でも、まじめにしなければ大変です。まじめにしたけえいうて農業家がお金もうけるわけではありません。単価が一番の問題ですので、大変厳しい時代ですので、このレンタル事業は続く限り続けていっていただきたいと思います。

次に移ります。

次は、これに書いてませんけれど、おんなじ農業振興について、でございますけれども、町長に質問いたしたいと思います。町長は、初回に出馬するときに、農産物のブランド化ということを公約いたしまして、当選なされまして、現在、町長の公約はほとんど実現されていますが、唯一実現されていないのが、農産物のブランド化ということでございます。

しかし、本町の農産物の中で、ブランド化になる作物って、今それほどありません。一番のトップは黒岩の新高梨じゃないかと思います。そして、今、大変注目されています尾川地区で大変つくられていますあの夢甘栗ね。あれが大変期待されていますけれども、割合収穫も伸びない、結構思ったより、初めは、ほんと楽でお金が入るというもとで始めたけれど、実際つくってみると、なかなか大変と。いかんせん、皆に聞くと、実が小さい。あれがもっと大きな実であれば大変ですけれど、ちょっと実が小さい。甘さは大変ありますが実が小さい、ということで、全国的には、栗の産地は、今大き

な品種が多く出ています。ほんとに夢甘栗、ほんとにええ作物ですけどもなかなか生産が間に合わないということで大変な状況です。町長さんが、そういう、初めてですので、佐川町の現状がわからなくて、そういうことで公約されましたけど、これがなかなかほんとに大変です。

今は、輸出が盛んになってまいりました。例えば、宿毛のイチゴで新品種で「おおきみ」という新しいイチゴがあります。これは台湾へ輸出して1ケース4,000円で売り出したそうです。

それから、県外で、農産物じゃありませんけど、和牛農家がシンガポールへ輸出していますそうです。日本円にして1万円のステーキ、あのシンガポールの富裕層をねらって、レストランで一番売れるときで1日200枚ぐらい売れるそうです。その農家は、昨年50頭輸出したそうです。将来へ向けて100頭を計画しているそうです。それでブランド化にするには、新高梨も、この、今、入るところへ、前回、今回も農産物輸出事業で66万8,000円という金額が補助がついていますので、ぜひとも、先ほど、新高つくっています方が、西村さんが、今年はこじゃんと実がなったというて言っていました。ぜひとも、もし、たくさん豊作でいかざったら、ぜひとも外国へ、シンガポールとか台湾へ輸出すれば、ほんとに1玉1万円ぐらいで売れるんじゃないかと思しますので、ぜひともブランド化にいたしまして、やっていただきたいと思います。

町長に質問しますが、町長、やはりこのブランド化というのは難しくないでしょうか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

氏原議員の御質問にお答えいたします。確かに、私が町長になるときに、いくつかいろいろお約束を申し上げた、そのうちの 하나가、いわゆる農産物のブランド化ということを掲げました。この議場でもその件につきまして、お断りもしながら、なかなかそれ、目的が達してないというお話をさしていただきました。大変厳しい問題であるというふうに再認識をいたしております。

ただ、それぞれの生産者の皆さんが、努力をされております。時間がかかろうと思いますが、引き続いて、このブランド化につきましては、町として何ができるかということも考えながら、努力はしてまいりたいと思います。

その中で、一つが、ちちち。これは県の補助もいただきまして、

佐川のぢぢち、ある程度まだ広がりはそんなに広くないですけども、広がりつつあると、大変おいしいというような評価もいただいております、ひとつひとつ、歩みはのろうございますけども前進してまいりたいというに考えております。

その中で、先ほどイチゴの話も出ました。これイチゴも、あるいは特産のニラも、生姜もあるわけですけども、やはり生でということできなし、私はできるだけ加工品も含めて、佐川町のブランド化というのができないかなあということを常日ごろから思っております、これはなかなか実現できないのが、じくじたる思いもいたしておりますけど、私は、そういう意味では、これから佐川町には、非常に先行き有望な農産物があるんじゃないかというふうに考えております。

また、新高梨が話ございました。これは新高梨は、御案内のように高知県では針木、これがブランドの名でございまして、昔から、黒岩、佐川の地区の黒岩地区の新高梨というのは非常に味がいいという評価をいただいておりますけども、なかなか針木に、名前ではなかなか追いつけないということですけども。先ほど西村議員の話も出ましたけども、一生懸命農家の方は頑張っていると思っております、2～3年前から輸出に向けても取り組みをいたしておりますけども、これがまだ花がなかなか咲いてないという状況でございまして、御質問に、ブランド化というのは非常に難しいなあということを実感をさしていただいた。

また、その中で、ひとつ努力目標としては、大変これも何か一朝一夕にはいかんと思っておりますけども、お米。これは御案内のように、佐川町は非常に気候も、朝夕の温度差が高い。そして何よりも水がきれいでございますから、そういったところで自然に育てたお米ということで、実は、この前もこれでお話をしたかもわかりませんが、名古屋の県人会あたりへ、その土産品で提供いたしまして、また、きょうも、ちょっと副町長からの話ですけども、一部ご注文をいただいたという話がございまして、そういった地道な努力をしていくことが、将来へ向けてのブランド化につながる要素だというに思います。

もう一つは、やはり 1.5 次、そして新しい製品を、その農産物の中から発掘していくのも大きなブランド化の一つの要素であるというふうに考えておまして、今後もそういった面でも積極的に皆

さんと協力しながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

7 番 （氏原 義幸君）

ちょっと休憩お願いします。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 8 分

再開 午後 2 時 9 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 （氏原 義幸君）

時間も余りたたないので、昔の話をして自慢していきたいと思います。

斗賀野イチゴも、森議員もおられますが、大阪、高知を一斉に風靡をいたしました。その時期がありました。しかし、これになるには、大変な我々も苦勞いたしました。というのは、1 年間に、これらのパック 6 個入りを、毎年 1,000 個配りました。高知市内で。というのは、昔は、今は、大手スーパーが主流ですけれど、この 20 年、30 年前は個人の店が主流でありましたので、個人の家の前へ行って、来るお客さんに 1,000 パックを配りました。3 年間。

それと、大阪では、農協の職員、女の職員の方が行って、試食会。それも何年かやりました。それで斗賀野イチゴを見てもらって、今でも斗賀野いうたらイチゴやねえと言われるほどに、昔は、なりました。ところが今は、全盛期 60 人おったイチゴ農家が、斗賀野では 7 人になりました。佐川農協も、確か 30 人ぐらいおった方が、もう 15～16 人に減ったと思います。

それは、いろいろ事情がありまして、昔ほど高く売れなくなりました。経済事情で。1 パック 100 円ぐらい安くなりました。1 箱 400 円。それは全部農家の収入になりますので、大変厳しくなりまして、今、腰をかがめて取る時代じゃないので、今言われたように、新規就農者ほとんどの方がニラにかわっています。

だから、もし佐川町、佐川、斗賀野あわせて 50～60 人おったら、取って、二次加工してジャムをつくって、そしたら売れるかと思えますけれど、もう面積がもう大変少なくなりましたね、イチゴの加

工でジャムをつくってらあいうことが、もうできなくなりました。

ほんとに今やったら、あのジャムが大変人気があります。斗賀野の虚空蔵山農園の方が、イチゴを取らなくなったらイチゴを取らしてくれって、それは、メーカーのジャムはほとんどイチゴの形がない、ところが虚空蔵山農園の方が私たちのところから取っていったジャムはイチゴの原型がいっぱい入っていますので、これが本物のジャムだということで、大変人気好評で売れるそうです。だから、もうそのイチゴで二次加工することが不可能になりました。ほんとに、今、農家は大変でございます。

それと、話が、まだ事業のほうにかかりますけど、中山間対策事業や農地・水、こういう事業がありますけれども、いかんせんリーダーが年がいたりして、リーダー不足で、その事業がだんだん減っていくということになっているようです。

私たちの部落でも、農地・水のやっていましたけれども、先の会長が、もう年がいたけ、もうやめると言われまして、もう仕方ないねえと言ったところ、ある方が、私がやっちゃおう、ということになって、またその事業を始めることになりました。

しかし、あちこちで聞くと、そのリーダーが、もう年がいたりしておらなくなって、せっかくの事業ができなくなっている状況です。ほんとに農家というか、高齢化になりまして大変な時代でございます。

それと、共同防除が昔ありまして、先般、私も共同防除のやっている関係で行きました。もう、その共同防除がやまったら、もう田んぼをつくる人が、もうほとんど減ると。もう大きな機械を背負ってようやらんということで、そういう話も出てまっています。補助金の話をしたら、大変かと思えますけど、佐川町は、5万6,000円ですかね。補助をしてもらっているのは。柴尾かしらんで。隣の日高村、越知町、どちらがどうかもわかりませんけど、30万と40万ぐらい、まだ共同防除へ補助をもらっているそうです。

我々も、全盛期のころは、多額の補助をもらって助かっていましたので、今さらこれをどうこう言うわけではありませんけれども、この共同防除がやりますと、ほんとに大変なことになるようでございます。

もうほとんど10年前からメンバーはかわっていません。毎日、毎年、毎年やる、しゅつぶして機械を使うメンバーは、もう10年、

15 年もおんなじ人がやっています。ほんとに大変な時期でございます、農家は高齢化、ほんとに田んぼが荒れる、山が荒れる、ほんとにもう厳しい時期でございますので、何か、やることにいたしましては、事業が、補助事業があれば、補助に頼ってもいきませんけれど、補助事業があれば、どんどんもらっていただきまして、農家にこういうことがあるが、というようにやっていただきたいと思います。

我々も、みんな精いっぱい努力して若い人も、ニラ農家はどんどん増えていきますし、新規就農者も県外から呼んでいただきまして、農業が、佐川のが発育ができるようにお互いに頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、薬草栽培でございますが、21 年度の 3 月議会でも一般質問しました。越知の「ヒューマンライフ土佐」の薬草 100 町計画の話がありまして、本町でもそんな話、確か嶋崎議員が産経の委員長のときに視察に行ったと思いますが、そのときに、100 町計画がある、佐川町はどう、という話がありまして、本町の薬草栽培は、今現状はどのようになっていますか、お願いします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

お答えいたします。ちょっと産業建設課長に私が成り立てのころだったと思います。随分、越知のほうにもヒューマンさんのほうにも視察にも行かさせていただき、私自身も大変鼻息が荒いように思いました。

そうした中で、ヒューマンさんのほうからも随分御指導いただき、また関係の方々、かなりの御尽力いただいたところですが、現状では、ミシマサイコが 2.5 ヘクタール、サンショウが 2.1 ヘクタールというような状況でございます。

ミシマサイコにおきましては、なかなか雑草対策が大変だとか、日照時間が少ないと病気になるとかというような課題も聞いております。また、サンショウのほうでは、収穫作業が集中するのできつとか、人出不足であるとかというような課題も聞いております。

なかなか急激に越知のような状況には、とても 100 ヘクタールとか、そういったことにはほど遠いような状況であります。関係農家とも話聞きながら、遅いわけですが徐々にでも拡大をしていきたいと思うております。

それと、先ほどの答弁の中で、24 年度のレンタルハウス、面積の

ことですが、ちょっと手元に資料ございましたので、今お答えさせていただきます。24年度のレンタルハウス、一人の方が30アールであります。もう一人の方が18アール弱、お二人ともニラを予定してございます。

7 番 （氏原 義幸君）

この薬草も、ほんとに越知のヒューマンライフ、この間テレビでやっていました。将来5億円を目指してやるってテレビで、会長が出てやっていました。全国的に、もう薬草ブームで、沖縄から北海道まで栽培されるようです。

また、サンショウも乾燥と生実とでやって、なかなか今課長が言われたとおり収穫が大変だそうです。大体キロ千円で売れるそうですので、引き取ってもらう方に1キロ300円で取ってもらっているようです。

だから、ほんとにええけれども、今言われたようにミシマサイコは、ある程度土地の、どこでもできる、湿田ではできない、乾燥したところがええそうですので、病気がきたり、それと雑草対策、今課長が言われたとおり、もうほんとに越知のヒューマンライフへ行っても、始める言うて10人始めても、残る人が5割残ったらええほうみたいな感じでやって、言われていました。

このミシマサイコ、薬草は、世界的に漢方薬ブームで、需要がどんどん増えてるそうです。先日もテレビでやっていました。ツムラは外国のラオスで、毎日200人の現地人を雇って薬草をつくっているそうです。そして、その近くの村でも契約栽培を結んで大量的に、日本では間に合わないので、ラオスでつくるそうです。

ラオスでも、その村は、ほんとに日々貧しい生活をしていたそうですが、毎日行ったら現金収入がもらえますので、ほんとに村が、全体が裕福になって村がどんどん活気づいて、双方が大変お互いに持ちつ持たれつで、ほんとに喜んでいるそうです。

そして、人間がまじめで、ほんとに勤勉で、ほんとによく働いてくれるそうです。だから、ツムラもそこへ行ってもよかったと言っているそうです。そこが、気候的にも乾燥して雨も少ないところで、ほんとにいいところだそうです。

本町でも、今の漢方薬ブームに乗って、薬草を栽培していったらいいと思いますけれども、なかなかいろいろの面がありまして、思わないほど面積も伸びないようです。ほんとに越知のヒューマンラ

イフは、この間テレビで、今先ほども言いましたけど、5億円を目指してどんどん増やしていくとって会長の方が言っていました。

本町でも何とか、ある程度、ショウガやったら重たいコンテナかかないかんけれども、あれやったら軽くて、冬でも育て調整ができるのでええとは言われてますけど、なかなか思うように面積が伸びないようです。

ほんとに、この本町でもその薬草、山田の荒れたところを耕して、再生可能な土地が50何ヘクタールあると、そういうところを耕してそういうにつくったらええと思いますけど、なかなか思うようにはいかないようです。

そして薬草のことですけど、大分前の高知新聞へ出ていました。牧野植物園が新しい薬草をつくられて、何か試験栽培をされているようですが、できれば、牧野富太郎博士と本町は大変なつながりがありますので本町で牧野富太郎植物園でつくった薬草をつくれば、何か、宣伝と言うたら悪いけど、そういうブームにもなりはしないかと思いますけど、このことについて課長はご存じでしょうか。

産業建設課長（渡辺 公平君）

確かに新聞に載っておったと思います。詳細については、今記憶にありませんが、見た記憶はございます。

7番（氏原 義幸君）

ぜひとも、牧野植物園に問い合わせいたしまして、何とか本町でも、栽培ができるように、役場といたしましても、できるできないかは別にして一応話を聞いて、もし可能であれば、そういうことをしていってもらいたいと思いますが、課長どうですかね。ちょっと。

産業建設課長（渡辺 公平君）

先方に確認するなり、調査させていただきます。

7番（氏原 義幸君）

わかりました。確かあれにも書いていましたとおり、何か土地の選択が何か難しいとか、それに合うた土地がなかなか、というようなことも書かれていました。できる、できないは別にいたしまして、やはり一応確認とりまして、もし可能であれば、そういう、今新しく始まったばかりの薬草でございますので、本町が大々的に面積が、栽培できれば、一石二鳥ということになりますので、ぜひともその確認をよろしくお願いいたします。

その他って書いていますけど、これ、その他はございません。
それでは、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 （永田 耕朗君）

以上で7番氏原義幸君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時39分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、11番今橋壽子君の発言を許します。

11番 （今橋 壽子君）

11番今橋でございます。通告順に3点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1問目が、牧野富太郎150年祭の催しについて、質問をさせていただきます。牧野富太郎博士生誕150年に向けて、博士の命日である1月18日には、地元住民や町内外の博士関係者らによって墓前法要が行われ、2月19日には、加茂地区バイカオウレンの見学会が開催され、3月11日は、「牧野富太郎の聖地を歩く」が催されましたので、私自身も積極的に参加いたしました。その時々には、地域の方々の心ある動きに、住民の底力を感じることができました。

4月27日午前中に、式典前に催されました「牧野富太郎の聖地を歩く」ツアーでは、牧野先生が学ばれた伊藤蘭林先生の墓前と屋敷跡を訪れられた住民の方々は、いわれのあるレンゲ雑炊を賄われ、皆さんに大変喜んでいただいたとのことでした。

このレンゲ雑炊は、坂本龍馬が脱藩のときに斗賀野を通られたときに、地域の方が薬膳と栄養の効果のある食事として賄われたとのことであり、その実績を昨年の龍馬ブームにも乗せられなかった佐川町として、このたびは県会議員の田村さんらが一役買って、大変皆さんに喜んでもらったとのことでした。一緒に賄ってくださった住民の方も大変喜ばれ、数人の方から喜びの声が届いていました。

こうして、佐川の文化を検証しながら、人の喜びを、身をもって自分の喜びにできている住民の方々こそ、現代の文化人であると考

えています。

しかし、4月24日当日の式典では、副知事を初め、町外からの多数の御来賓をお迎えすることにテントの設営もなく、また、そのときは、特別の暑さ、日差しだったので、早く終わればいいなという雰囲気の中のセレモニーだったのではないかと思います。

また、とみ富券を購入に来られた方、お餅をひらいに来られた大勢の方々が、地場産の2階の展示室に来られなかったことが残念ではありません。この事業は、佐川町の宝である牧野先生の業績を踏まえて、佐川町の活性化と子供たちの育成の大きな糧となることを目的としているだけに、町として一つの組織を立ち上げたものにもかかわらず、組織の連携の希薄さと全体としての取り組みの遅れではなかったのではないかと考えます。それぞれの担当部局の方は、それぞれの通常の業務をこなしながらのイベントでありますので、大変だったとも聞いています。

地場産センターでの展示場の設営と内容は、とても心のこもったものを感じることができました。と申しますのは、牧野先生の業績の検証のできる貴重な書物の品々の収集はもちろん、そのディスプレイ、大きな垂れ幕の演出、山野草の愛好家が丹精込めた植物等、積極的に協力してくださったことなどは、コンパクトな会場の中でも内容の豊かなものでした。ある専門家の方は「佐川町の職員は、なかなかగురుよ。時間もないので心配していたけど、徹夜したとも聞いたけど、センスもありプロ並みだ」と絶賛してくださっていました。私は、期間中はすばらしい内容を多くの人々に見てもらいたいということで、声かけとともに、たびたび出かけて入館者の様子と感想を聞きに出かけていました。特に、町外の方々に好評でした。特に印象深かったのは、北海道の方は「ここは無料なのですか」と驚かれながら、「来年も佐川へ来たいです」と言ってくれました。

こうした中で、一番残念だったことは、町職員の見学が少なかったことです。町全体のイベントであり「協働のまちづくりを」として行政と住民の底力を出して官民一体となって取り組めるチャンスでもあり、この150年を一過性のものではなく、たびたび言ってきましたが、佐川の宝である牧野先生の業績をたどりながら、佐川町の活性化と子供たちの育成の大きな糧となることを目的としているこの企画に、なぜ参加されなかったのでしょうか。

途中で、この事業の本部長である副町長に、職員の参加の少ない

ことを申し出たら、「昨日、職員に檄を飛ばしたから、家族で参加するという職員もいるので、これからはもっと行くと思う」と言われ、その後、少しずつ職員の皆さんの顔が見られるようになりました。

そして、5月12日に、入館者が1,000人目が、ある職員の御家族となり、その子供さんに記念品を渡すことができました。その後入館者も一人ずつ増し、最終的には1,124人ほどになりましたので、くろがねの皆さんと喜びを分かち合ったことでした。

こうして、この間、くろがねの皆さんはもとより、地域の多くの皆さんの心ある動きに、佐川町の将来に住民力を心強く思っています。しかし、若い力も不足しています。今こそ佐川町の歴史的な文化を検証しながら、行政の底力と住民の底力を発揮していかなければなりませんので、職員の皆さんも、それぞれの町民の視点に立って、参加して声かけしていく必要があるのではないかと考えます。RKCで放映されました「土佐民話」のスタッフ、声優は、町長初め、ほとんどが佐川住民です。話題性もあり、今こそ佐川町が浮上するチャンスでもあります。町としまして、今までかかわってきたことの成果と反省、今後の方針を改めてお答えください。

町長 （榎並谷 哲夫君）

今橋議員さんの、牧野富太郎生誕150年記念のそれぞれの事業等につきまして、大変貴重な意見なり御質問いただきましたので、私のほうから基本的なことをお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、ことしの牧野生誕150年の行事につきましては、その1月、寒い時期から、ほんとに町民の皆さん、それと関係者の皆さんに大変お骨折りいただいて、それで4月の24日のいわゆる牧野富太郎博のオープニングまで、大変順調に進んだというに思っております。

その陰には、やはり、今、今橋議員さんがおっしゃられた牧野富太郎博士の偉大な業績はもとより、あの人柄、そうしたものがやっぱり人々を引きつけたのではないかというに思っております。特に、県外からの皆さんにも、そういう御協力もいただきました。それで、今、そういう評価をいただいたというふうに思っておりますけども、その中で、職員の話も出ました。

これは、御案内のように、この議場でもたびたびお話がありますが、大変少ない職員数でみんなに頑張っているというふうに思っております。

そのオープニングの前には、徹夜もしたというに私も伺っております、それぞれ職員は立場立場で、やはりこの 150 年の記念行事を、私は、意識をしていただいておりますというに思っております。

最後に若干、くろがねの会の話も出ました。私のほうにも、そういう声が上がりましたので、ぜひとも職員の皆さんで、都合でまだ行っていない方には協力してもらおうという働きかけもした内容でございます。いずれにいたしましても、これを契機ということはございませんけども、まだまだ佐川町にはいろいろな歴史なり、あるいは偉人の方がたくさんおり、これを私たち町の職員のみならず、町、皆さんとともにたずさえて検証しながら、先に残していきたいというふうに考えております。

牧野富太郎のふるさと博の反省点としましては、やはり私は、先ほどお話もございましたけども、1,124 人の入館者が少ないか、あるいは多く、というに考えるかは、これはこれからの価値観にかかってくると思いますけども、先ほどあの話のように、私も大変短い期間で、担当の職員が苦労されておる姿を見たときに、「ああ大丈夫かなあ」というな思いがいたしましたけども、結果的には、中身は非常にコンパクトの中に牧野富太郎博士の、ほんとに人柄なり、あるいは業績なりが詰まったものが、皆さんにお披露目できたというに自負をいたしております、これを機会に、今、今橋議員もおっしゃられた、やっぱり我々町職員一丸となって物事に取り組んでまいりたいというに考えております。

それぞれ、職員の方には、事情もあろうかと思えます。これは、私はいつもお願いしてございますけども、お互いにそれぞれの立場で、自覚を持ち合おうと、職員として、あるいは佐川町民として、お互いに意識をし合おうや、ということは、常々申し上げておりますので、職員の方々にも、私は理解をしていただけるというに思っております。

この牧野富太郎だけじゃなくて、今後そうしたイベントにも、先ほど午前中のお話もございましたけども、地域にも入りまして、それぞれ立場の職員の方々が、町民の声を聞いていただいて、町の行政に反映できるような、お互いに努力をしていかなければならいというふうに思っております。

牧野富太郎 150 年のイベントに関しましての、私の感想と反省点でございます。以上です。

11 番 （今橋 壽子君）

特に、表面だってかかわってきたのは、産業のほうと総務のほうだと思いますので、それぞれ担当課の反省点も含めてお答えください。

総務課長 （岡林 護君）

それでは、私のほうからは、牧野生誕 150 年記念事業が総務課が全体的な総括というか、そういう立場になってますんでそういう視点に立って、総括になるかどうかわかりませんが、ちょっと話させていただきたいと思いますけど。

基本的な大きな流れの総括については、先ほど町長から申し上げましたんで、ちょっと重複になりますんで、もうそういう形では申し上げませんが、私自身が「牧野の聖地を歩く」と、それから「ふるさと佐川展」ですね地場産センターでやった、それには参加させていただいたんですが、そのときの私の個人的な感情でしたけど、特に展示会のほうは、私も今までまちづくり、何度か、何年か担当してきておりまして、牧野先生の節目の年には牧野博士の展示会とかいうことにも携わってきました。その中で、何とかやってきた中で、一番今回は、先ほどおっしゃってましたけど、その会場の意匠もですね、それから展示内容もすばらしいものだったというに思ってます。

それからまた、「牧野の聖地を歩く」も非常に牧野博士らしい催しというか、地味ではありますが、逆に地味であるからこそ博士のことが思いしのばれるようなですね、そういう催しであったと思いますし、あれも何回か行われます、今後も行われますけど、非常にすばらしい内容だったと思います。

多分、それで、こちらから言ってもらいたいというのは、一つは連携の話だと思うんですけど、連携という全体的なことを捉えますとですね、それは個々にいろいろ問題点もあったかも知れませんが、基本的には実行委員会を結成して、その実行委員会のもとに、例えば役割分担にしても、いろいろ話し合って決めていって行っております。

多少のですね、いろいろ問題点はあったかも知れませんが、私は、全体として決して連携が取れてなかったとかいうほうには、総括はしておりません。

ただ、何でも全てが最初から 100%とかいうことはなかなか難し

いんで、徐々にですね、こういうことも、少なくともあと何回かまだやっていくうちには、もっともっとより連携も取れていくだろうと思いますし、余り早計にですね、今回はこうやったけとかいうこととじゃなかろうかと思います。

それと、あと職員の参加についてはですね、私もこれ、全体決してぎっちりチェックしてるわけではないんで状況わかりませんが、ただ、個々の職員当然それぞれ、もちろん仕事通常持ってますし、その仕事中はなかなか行けない場合もあるかもわかりませんが、ただまあ仕事終わった土、日とかですね、いうときに、家族で行くとかいうことも、その面で、どの程度来たのかちょっとわかりませんが、確かに全体として、今回に限らずですね、町のイベントに、多少職員のそういう自主的な参加があんまり思わしくはないかなというような気持ちは、自分も自戒を込めてですね、いうには感じております。以上です。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

産業建設課のほうからお答えいたします。本部会を通じて、また教育委員会総務課とたび重なる打ち合わせ等をやってまいりました。その中で、産業建設課としての業務についての内容、反省等について、お答えさせていただきます。

まず、補助事業でございます。牧野富太郎博士生誕 150 年記念事業費補助金、これは住民向けのやつでございます。予算限度額 50 万円ですが、これも既に 6 件上がっております。牧野音楽祭、ミュージカルの発表、演劇、また笹ユリ鑑賞会、さらには牧野公園に隣接する民有地にバイカオウレン等の群生地をつくるとか、酒蔵ロードで牧野植物画切り絵の投影とか、こういった 6 件が上がってきておりますし、まだ数件の問い合わせ、協議が現在もあっております。

また、地場産品等活用牧野富太郎博士検証事業費補助金ですが、これは、司牡丹さんのほうが牧野博士ゆかりの酒販売に伴う包装箱、ラベルのデザイン、作成といったものに 220 万余り活用する内容です。これが上がってきております。また、オープニング祭のときには、牧野富太郎博士生誕 150 年記念のとみ富券の販売がされたところであります。

このように、補助事業につきましては、既にこういった内容が住民のほう、また法人のほうから企画されて、さらに新たに企画もさ

れようとしております。

そして、「聖地を歩く」3月11日の関係は、当時は総務課でございまして、4月から産業建設課のほうでございましたが、3月11日の「聖地を歩く」では町外の方が18名、町内の方が24名、計42名が参加していただいておりますということです。植物ガイドの方は2名、NPOとスタッフの方が7名、役場事務局が4名ということでありました。

また、オープニング祭の4月24日の際には、町外の方が20名、町内の方が15名、トータル35名。植物ガイドさんが2名、NPOとスタッフ1名、行政関係、事務局関係が4名ということございまして、第3弾といたしましては、6月24日に笹ユリ、タキミシダを観察する催しの参加者を募っておるところでございますが、既にもう定員近くの応募があつてございます。

この、既に2回やりました取り組みを振り返ってみますと、植物ツアーに参加した方々が、今申しましたように、町内外混成したツアーになっていることから、将来的にこれを継続した取り組みにしていくのには、ツアーの対象者の整理が必要との意見をいただいております。

ツアーの参加者の整理、町外の方、町内の方とかいうふうに分けていくわけですが、特に、町内の方には、ここでガイドができる一定のそのルートの、コースの牧野博士ゆかりの植物等を説明できる知識、認識を持っていただきガイドができるようになっていただき、町外の方へ説明ができていくような形が取れるのが一番じゃなかろうかと、そういったことが実践できれば、有料ガイドとかいう方向もございまして、新たな観光ツアー商品としてこれを売り出していくということでは可能ではないかというような意見も出されております。

その場合、この取り組みを取りまとめていくようにする観光協会的な組織の育成ということも急務であるというふうな意見もいただいております。この後、数回こういった「聖地を歩く」を実践していくわけですが、こういった意見とかいろいろいただきながら、150年を記念として町に定着したツアー、催しになっていけるよう、また町を代表できるような催しになっていけるよう、皆さんの意見を聞きながら、観光協会的なものも立ち上げながら、継続していきたいというふうに思っております。

11 番 （今橋 壽子君）

総務課長にもう一度お伺いしますが、職員の数、出席した数、参加、見学も含めて参加された人数を知りたかったので、通告のほう今ちょっとその参加できなかった理由もお聞きしたいと思うて御相談しちよったのですが、どうしてその人数なんかが把握できないのでしょうか。

それともう一つ。ほんとに、はよ高知まで行かないかんとか、日高まで行かないかんということになったら、生活にいろいろと支障を来すでしょうけど、お昼休みにでものぞけていけるようなすぐその近くですけ、5分でも10分でも参加する気持ちがあれば行けるようなところを何で行いけないのか、その理由が一番知りたいので、またそういうところで課長が感じていること、把握できてることを言ってください。

総務課長 （岡林 護君）

先ほどもお答え申し上げたように、町職員がどれだけ参加していたかは、はっきり把握しておりません。それは、例えば、全ての職員に何らかの形で聞き取りをしてですね、参加したのかどうかとかいうことはしておりませんので、把握しておりません。

だから、その仕事中にちょこっと行くとか、あと昼休み中に行くとか、もしくは土、日に行くとかいうことは、もちろん先ほどおっしゃったように、極力そういう形での、仕事中はいろいろ支障がある場合があるかもわかりませんが、そういう昼休みとか土、日に行くということは、やっぱり職員としての一つの心がけとしては大事なことだなあというには思います。

思いますけど、ただ、それをもって絶対的な要件ではないというふうには思ってるんですけど、いずれにしても、それは把握はしておりません。すいません。

11 番 （今橋 壽子君）

普通何をする、しても、反省点とか、いろいろのがあって、次へ進化していくんですけど、職員に、前に、おひな様のときもそうでした。「くろがね」が一生懸命ひな祭りをして、あそこのにぎわいを上町かいわいをね、元気にしていこうという住民の力に添えて、住民の参画がないので、よその市町村は、住民と職員とが一つになった動きをしゅうのに、佐川町にはそれを感じない、その原因がつかめんと次の進化へつながっていかんのではないかと思います。

ただ、職員に聞き取りをしても、それほど難しいもんじゃないと思いますし、あすは自分が担当になる場合もありますし、やはり外から見た意見とか、そして自分が担当の場合やったらどうしようかねというぐらいの、やはり参画、せめてその参画をするような啓発ぐらいはしていただきたいと思いますが、本部長である副町長の立場では、どのように思われますか。

副町長 （西森 勝仁君）

今橋議員の御質問にお答えいたします。まず職員の参加が、ひな祭りのあれにしても今回のあれも少なかったということですけれども、それぞれの理由はあると思います。が、私が、昭和 60 年代の全町のまちづくりから携わってきておりまして、こういうケースはずっとあったわけですが、そのときは、かなり強制的に出席してねという依頼もしてきました。しかし、そのときも、ものすごく反発があってストレスを感じると、そういう意見から、押しつけではないかと、その当時、議会からも押しつけではないかと、今と違う意見が随分寄せられたこともあります。

今回も、水を飲むところまで連れて行く案内はしましたが、そこから先は、行く、行かん、の問題であろうと思います。行きたくない者は、もうそれ以上、みんな職員は知っていますよ。それでも行きたくないということでもありますので、それはもう理由を聞いたところで行きたくない。それ以上命令をすれば、それは超過勤務手当を払うなり、それに対する対価というものを払わなければいけなくなるかもわかりません。そんなような事情があります。

このイベントもまだまだ続いていきますが、組織論で言いますと、人は組織なり、動けば、あれに書いてありますように職員の底力、あるいは町民の底力といったものが大きくなってくるのは間違いないんですけれども、それを強固にですね、命令していかすということはなかなかできないのが現実です。以上です。

11 番 （今橋 壽子君）

当然、命令はできませんけれど、やはりそういう心構えを指導していくのもひとつの町としての役割ではないかとも思います。特に危ないところでもない、命に危険を感じるようなものでもない、ほんとにささいなことだと住民から見たときにはそう思いますので、けさほど申しました松浦さんの質問にもありましたが、やはり協働のまちづくりをするには、そういう心構えをまず教育していくのも

一つの指導者の役割ではないかと思います。

それから、教育のほうからは、教育委員会も携わってきまして、尾川の小学校とか黒岩の小学校の子供たちも参加して、すごくいい研修もされていたようですが、教育長の立場から見ていかがでしょうか。この反省と含めて今後の方法、対策方法とかありましたら、どうぞお答えください。

教育長 （川井 正一君）

お答えを申し上げます。この「ふるさと佐川展」約 20 日間でございます。この、まず開催に当たりましては牧野植物園の稲垣さんなどの御協力をいただきまして、牧野博士が佐川近辺で発見し、命名した植物などを展示し、生産地ならではの、ふるさと佐川をアピールすることができたと考えております。

また、東かがわ市の牧野博士の研究家であります多田さんには、貴重な資料をお借りしまして、その特設コーナーを設けることもできました。こういったことで、県外の方からも資料提供をいただくというようなことから、牧野博士の業績、名声が全国区であるということを改めて実感していただいたというふうにも考えております。

また、今回、先ほどお話がございましたように、尾川小学校や黒岩小学校の生徒が団体でも見学をさしていただきましたし、また、佐川中学校の生徒会なども参加もさしていただきまして、生徒たちには、郷土の偉大な先人である牧野博士の業績や人となりを学ぶことができたというふうに考えております。

また、入場者のコメントを見てみますと、「改めて博士の偉大さに感激した」それから「牧野先生の人柄に感動した」「よい企画だと思う」「佐川町民として誇りに思う」などがございまして、総じてお褒めの言葉をいただきました。

次に、反省点でございますが、やはり先ほど徹夜という話もございました。町内外への P R を含めて、事前の準備は十分であったか、それが反省点になろうかと考えております。

それから今後の方針でございます。本年度実施予定の事業としましては、夏休みに、子供標本教室。また 10 月には、小中学生による牧野科学展の発表等もございます。そして、また 9 月からは、約 3 カ月間、青山文庫で特別展示「日本植物学の父、牧野富太郎」などを計画しております。

こういったもので、今年度は、しっかりと牧野先生をアピールしていきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、この牧野博士の顕彰事業を一過性のものに終わらせることなく、来年度以降も形は別にしまして引き続き実施していくことが重要であるというふうに考えております。以上でございます。

11 番 （今橋 壽子君）

何の事業をするにしましても、急に答えが全て 100%の答えが出るとは誰もが思っておりません。けれど、これをいい一つのきっかけとして前進することを願って質問をさしていただいておりますが、特に、富太郎券では、なかなか、その人たちが上にあがってこなかったこととか、それと、お餅拾いの人が上にあがってきてくださらなかったことの今後の対策としては、どのように考えているか、担当部局の方の答えをお願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。大変、答えのしにくい質問でございます。ひとつ商工会の皆さんにも大変御協力をいただきまして、餅投げ、そしてとみ富券、これも一つはにぎわいになるということで、これは一つ大きな成果があったんじゃないかというふうに思っております。

ただ、それをふるさと展に全部というのは、首に縄をつけるわけにはいかんわけでございます。やはりこれは、PR不足があるのか、あるいは町民の方が、もう全部知っちゃらやと、知っちゃうと。もう今さら見んでもというような思いが、ひょっと餅をひらいに来た人、あるいはとみ富券買いに来た人にはあったかなあと、それくらいの考え方しか、今、ここ答弁せえ言われましても、私はなかなか出ぬくうございますけども、答えになっておりませんね。すいません、ま、そういうことです。

11 番 （今橋 壽子君）

それは、いろんな方法はあると思います。やはり、ただ盛り上げるためにやったのはいいですけど、やり方とかいろんなものでね、来館者にはお餅をあげるとか、そういうものやったらあがってくださる可能性もあるんやけど、あそこでパーっとまいてね、散っていつてしまつてね、ほんとにあがってきてくれなかったんです、実際。そんで、そういうものがすごくもったいないなという思いがしましたので、今後の参考にさせていただいて、一つでも進化していけたらいいという思いで質問をさしていただきました。厳しい質問だ

ったと思いますけれど、また、今後ともよろしくお願いします。

それと、次に、先ほども申しましたように、何をしても、すぐ 100% の答えができるとは思っておりません。それで、今後、やはりこれを一つの進化さしていくためには、子供たちの教育、今、教育長の答弁をしてくださった子供たちの心を育てていくのには、ほんとに大切なイベントでありましたので、またそれを、子供の心の成長につなげていけるように、第2、第3の、牧野先生のような方が佐川町から出ていけるような教育の方針をとっていただけるように、これは、要望いたします。

そして、これから先について、ですが、越知町、仁淀川町、日高村とは合併もしなかったんですが、越知町には、横倉山の自然の森の博物館があり、牧野先生のゆかりの関係では、接点は大変多くあります。特に、越知町は、今言った立派な建物もありますし、横倉山は植物の宝庫でもあり、仁淀川町のしだれ桜や鳥形山、日高村錦山の公園等、植物の愛好家のツアーが喜ぶメッカです。

この中でも、佐川町には、県下の三大庭園の二つもあり、青源寺の庭園、乗台寺の庭園、佐川町の誇りであります。また、地質館と牧野公園がありますが、何と言っても牧野先生の生誕地としての聖地であります。

こうした町と村の連携を取れば、1泊2日、2泊3日の自然と癒しの観光地となることを考えます。今、県も仁淀川流域の観光に力を入れています。佐川町の動きは、もうひとつ積極性がないと残念がっていました。

先だって、高知駅前にある高知観光の、通称土佐テラスに行ったときも、「佐川町は外から見ると宝物がいっぱいあると思うのに、余り宣伝もしないですね。この150年記念行事のパンフレットも見かけません」と申しました。とても残念でしたので、そこにいらした県の職員の方と二人の女性の案内人に、牧野展の案内を口コミで説明をいたしてきましたが、150年の取り組みの遅れが、こんなところにも損をした気分になりました。このくやしい気持ちは151年、2年、3年、4年、5年と5年計画でもしっかりと、今までの取り組みを検証しながら佐川町の発展に続けていく必要だと考えていますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、こういう佐川町の、取り組みやいろんな形で、出てくると思いますが、そうすることによって、また山野草とかいろんなも

のに対しての、保護もしていかないといけないと思いますが、保護条例をつくる予定はございませんでしょうか。

総務課長 （岡林 護君）

お答え申し上げます。いわゆる野生生物の保護条例ということですかね。の制定についてですけど、今回の御質問がありまして、日高村に、この条例が平成 23 年に制定されているということをお聞きしましたんで、少し調べてみました。

条例の名前は、日高村における野生生物の保護に関する条例でありまして、村長が地権者の同意を得て保護地区を指定し、保護すべき野生生物を定め、その野生生物を殺傷、捕獲、採集、伐採、採取することを禁じている内容のものでありました。

また、保護地区内での禁止行為を厳守させるため、野生生物保護監視員を置いて、罰金は 10 万円以下と定められているということです。ちなみに対象となる生物は、錦山公園内の動植物及び全村内のミナミヤンマと蛍ということでありました。

高知県におきましても、指定希少野生動植物を具体的に動物で 7 種、植物で 4 種定めて、規制をしているようでして、これらの生物は、まさに絶滅の危機にあるものばかりということです。

そこで、本町では、現在これに類する条例としては、平成 3 年に、佐川町ホタル保護育成条例を制定しております。これには、営利の目的でもって保護育成に違反したときは、3 万円以下の罰金を課せられるとか、そういう条項もありますが、現段階では、その野生生物等の保護条例ということでは、これが該当するかなと思ってます。

そこでですね、今回、今橋議員の御趣旨を受けまして、特に、本年は、牧野博士生誕 150 年に当たるということもありますんで、それを記念する意味も含めまして、これを博士関連の植物を対象として保護する趣旨の条例を制定する方向でちょっと検討させていただきたいと思ってます。

11 番 （今橋 壽子君）

わかりました。これを機会に住民の方々がね、牧野先生のこよなく愛したバイカオウレン、それから貴重なサカワサイシン、いろんなものに対して興味をすごく示してきてますので、そういう人は、やはりそれを、ある程度経済効果へ結びつけていきたいという芽吹きもできてくると思いますので、ぜひそういう条例を制定して、佐川のまちづくりをしていくようにしたいと思いますので、よろしく

お願いします。

最後に、町長にお伺いします。4月24日に牧野植物園に寄贈されましたワカキノサクラ、数少ない貴重な宇宙桜です。どのような思いと経緯で贈呈されたのでしょうか。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。御案内のように牧野植物園、これは、牧野博士を顕彰するということで高知県が数十年前に設立した施設であるということは、御承知だと思います。その中で、牧野植物園も生誕150年の記念行事の1つとして、1つは御案内のように記念切手、これは郵政会社が特別切手を発売しました。

そのときに私、牧野植物園にちょっとお伺いをして、お話をしているときに、知事が、牧野植物園に記念切手いただくだけではちょっとやっぱりもったいないと。何かないかという話があって、その牧野植物園の職員の担当の専門の方が記念植樹をしよう、と。牧野博士のゆかりの桜を植えようということで、これに宇宙桜というの限定したようでございます、その牧野植物園が。

そのときに、御案内のように、仁淀川町のひょうたん桜、これも牧野博士の命名した桜だそうですから、そのときに、チラッと考えて、いやー、うちにも宇宙へ行った桜があるきに、これはもうぜひ、ひょうたん桜だけじゃないということで申し入れて、そのときに、牧野植物園側が忘れたわけじゃないけども、どうも逆にひょうたん桜のほうは、あれから宇宙桜を、苗木を育成しておったようです。そんなことがあって、仁淀川町から寄附するというお話があって、それでいたようですけども、それを私が聞きつけて、いやあワカキノサクラもあると。これはもう佐川町で発見したということで宇宙へも行ってますから、ぜひ一緒にということで、急遽話を決めて持ち帰りまして、それで各方面に当たりましたが、なかなかもう宇宙桜もそんなに数が、目立ったものがなかったわけですから、尾川の小学校に相談しましたら、2本あるのでそれをぜひということで、結果的には1本いただいて寄贈さして記念植樹をしたというのが経緯でございます。以上です。

11番 （今橋 壽子君）

そしたら、それはあくまでも計画的なものでなくて、町長の思いつきが先走ったということでしょうか。と申しますのは、この宇宙桜は、本当に、実生から携われた方の心をお伺いいたしますと、我

が子を育てる気持ち以上に神経質になり、心を使われたことです。また、尾川小学校では、耐震工事のために移植されたときの皆さんの心遣いをお伺いいたしました。余りにも心ない経緯だったのではないかと思うと同時に、計画性のない思いつきの政治力だったのではないかと、とても残念でした。

しかし、せめて許されるとしたら、尾川小学校の生徒さんによって手渡されたことではなかったかと思います。これからは専門家によって管理はされてくださると思いますが、木も生き物です。枯れることもありますので、心の栄養が一番です。どうか皆さんの温かい心遣いの中でスクスクと育ってほしいものです。

仁淀川町から贈呈されたのは、あくまでも宇宙桜は2年前から接ぎ木で育てていた準備をされていたもので、桜の木だったそうです。

以上で、牧野先生についての質問は終わらせていただきます。

次、防災対策について、です。12月議会では、森議員の質問に、災害時の初動における情報把握が非常に重要である。行政だけではなく自主防災組織とか消防団の意見も聞いて訓練等も含めて検討したいとの答えでありました。あれから、自主防災組織の立ち上げ、目標達成はどのように進展しているのか、自主防災組織ができない理由を、なんなののでしょうか。また、司令塔の役割である役場の組織体制は十分なのか、特に、町外から出勤している職員は多くいると思うが、何名くらいいるのですか。多くいると、その職員の弊害をどのような形でフォローした体制をとっているのか、また、町長のあいさつにもございました防災行政無線の難聴地域対策や情報伝達手段の政策等は充実させたいとお考えだとのことでしたが、具体的にどのようにされるのかお示してください。

総務課長 （岡林 護君）

お答え申し上げます。何点が御質問ありましたんで、まず、現状の自主防災組織の設立数につきましてお話ししますと、6月1日現在で66組織、全世帯数に占める割合が約74%で、これは今現在、県平均とほぼ同じレベルです。

今後の目標としては、この本年度に80%以上を目標にしたい。それから25年度が90%、26年度には100%達成を目指していきたいというに思っています。

それで、自主防災組織がどうしてもできない部落があるかというような御質問やったかと思いますが、ちょっと、なかなかちょっと難し

い、お答えするには難しい部分もありますが、なかなかまとまりが、そこ、自主防の設立までのですね、まとまりがなかなかできないとかですね、それから自主防災に対する認識の、今ひとつの薄い部分もあるとかですね、そういうことがあろうかと思えますんで、とにかく先ほど目標値を申し上げましたんで、それに向かってですね、特に 26 年度に一応、県のお話ではこれに対する補助が、26 年度で一応終わるということですので、やはり補助に乗せていきたいと思ってますんで、まず 26 年度目標が 100% でいきたいと思っています。

それから同時にですね、これに関連して、現在、加茂地区と斗賀野地区に、いわゆる自主防災組織を束ねる連絡協議会というのが設立されておりまして、これが非常に有効に働いているんですけど、これをその他の地区にも広げて、自主防災組織のネットワークを構築していきたいなというな、これはもうできるだけ早めにですね、全部の、仮に自主防が 100% になってない段階でも、この連絡協議会というものをできるだけ早くその他の地区にも広げていきたいと思ってます。

それからあと、災害時の役場の職員の、そういう応急職員体制といますか、そのことについてはですね、佐川町地域防災計画に定めがありまして、1 つが、配置基準や初動体制について定めておりまして、その初動体制では、例えば具体的にですね、勤務時間内に災害が発生した場合と勤務時間外に災害が発生した場合に分けて定めております。

例えば、勤務時間外では、役場への参集途上において災害発生の現場を発見した場合には、直ちにあらゆる手段をもって最寄りの防災機関へ連絡するとともに、住民の生命を守る必要があるときは、緊急避難の誘導をしなければならない。とかですね、参集手段は徒歩、自転車、またはオートバイを利用する。とか、参集途上においては、被害状況等をできるだけ把握して、参集場所に到着後直ちに、その内容を上司に報告しなければならないとかの定めがございます。

ただですね、定めがあるだけではだめですので、これらのことを職員への周知徹底と、それから住民の生活と生命を守る使命感の涵養とかですね、あと、日ごろから職員の危機管理意識の高揚継続が図れるよう努めてまいりたいと考えています。

それからあと、町外から通勤している職員は現在 20 名です。そこでちょっと弊害とかいう言葉チラッとおっしゃってたんですが、それは多分こういうことかと推測するんですが、例えば災害が起きたときに参集できないとか、役場へ。そういうようなことだろうと思いますけど、例えば道路の寸断等によってですね、いかなる手段をもってしても、基本的には役場に参集してもらわないかんわけですけど、いかなる手段をもって役場に参集できない場合は、居住地の自治体において被災者支援等の応援をするとか、ようなことになるかと思います。

それから、防災行政無線の難聴対策です。これは、昨年度、前部落を対象にアンケート実施しまして、約 800 何世帯がですね、聞こえない、もしくは聞こえづらいという回答があったかと思います。で、本年度から、これはもう既に予算化しておりますけど、200 機、要するに 200 世帯に戸別受信機をまず設置して、今後 5 カ年計画で、約 1,000、これは今後 5 カ年で 800 よりもっと増えていくだろうということも想定できますんで、いわゆる 1,000 機を配備していくということです。

ただですね、これについては、当然今現在はあれやけど、例えば台風時に雨戸を閉め切った状態ではなかなか聞こえないとかですね、今普通には聞こえるけど、例えばそういう状況には聞こえない。そうすると、避難勧告のときに伝達が伝わらないとかですね、そういう支障もいろいろ考えられてきますんで、今後、より、それより、防災上の観点から言えばですね、より広がっていくような方向で考えていくべきだろうというようには考えています。以上です。

11 番 （今橋 壽子君）

今、800 所帯の中で、200 機をまずやるということですが、どういう、200 機の手順とかいうかね、どういう地区を優先とか、どういう状況で、その 200 機を選んでもらうわけですか。

総務課長 （岡林 護君）

これはですね、実は、先ほどもちょっと御質問にも、その手前の御質問にもありましたけど、消防団とかその他自主防の意見も聞いてというような会をもってというようなことでした。

それで、去るですね、5 月 30 日やったと思いますけど、消防団幹部と、それから消防本部、それから自主防関係者の方々にお集まりいただいて、2 つのことについてちょっと検討していただいたん

ですが、1つは、ことしの防災訓練。防災訓練の内容をどういうふうにしていくか、それは議会でも何回か御指摘受けましたけど、防災訓練がちょっとマンネリ化しているんじゃないかと。より実際の災害に対応できるような防災訓練にしたらどうかということがありましたんで、まず、それについてのいろいろ御意見を伺ったと。

もう1点は、先ほどおっしゃった優先順位です。戸別受信機をまず、本年度どこからつけていくかということです。もちろん各地区調査結果はまちまちですけど、基本的には、その一つの部落で半分の世帯以上がですね聞こえない部落、これはきっちり半分ということじゃなくて、大体半分前後のですね、例えば、その部落が60世帯あったとしたら、30世帯前後のですね、世帯が聞こえないという回答があった部落、そこから、基本的には優先順位でやっていくべきだろうという意見がありまして、やはりそういう方向かなあと、それが妥当な進め方かなあというふうには思っています。

つまり、ことし黒岩地区、ことし加茂地区というやり方ではなくて、その地区にこだわらずに、一番いわゆる難聴度が高いというか難聴世帯率の高い部落からやっていくのが妥当ではないかと。いうふうに、まだ、もちろんこれは決定していることではないですけど、そういうふうに、今のところ御意見を伺って検討している段階です。

11 番 （今橋 壽子君）

私の住む斗賀野地区西山組もそうですが、まだ自主防災へ加入してないんです。それで、その必要性を、今の部落の方にお話しても、いや、今いろいろ特典はあっても、それを管理する道具とかそういうのにかえって縛られるのもいややし、百姓のおうちには、大抵そういうものはあるから、もうそこへ取り行きゆう間に、自分くのがを持って行ったらええし、そういう、言うたらめんどい、かえってめんどいし、それよりもっと無線のほうが、西山なんかも聞こえるところと聞こえんところと、それぞれあるがですけど、いざとなったときは、住民同士が助け合うためには、やっぱりいくつかのところの家へ聞こえたら、そこから連絡取り合うから、そういう、その地域的じゃなくて、その戸数によってつけてもらいたいと。そのほうが、隣近所の人には、すぐ連絡を取り合えれるから、ということで余りその自主防災組織には余り興味というか関心を示さんのです。それに対して、どういう指導をしたらよろしいか、反対に教えてください。

議長 （永田 耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 37 分

再開 午後 3 時 38 分

議長 （永田 耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番 （今橋 壽子君）

ということで、今、質問内容がちょっとおかしかったみたいですので、訂正します。それで、そういう意味で前向きに、そしたら部落の優先順位をもっと具体的に、いろいろ慎重に精査した上でつけていただくことを要望いたしまして、この件についての質問は終わらせていただきます。

次に、原発の問題について、町として自然エネルギーの開発等のように取り組むつもりなのかという質問でございますが。昨年の 3 月 11 日、東日本大震災は、想定外等の軽い言葉ではすまされない大惨事となりました。これは自然界の営みの中で、人間、自己中心の傲慢な人間の生き方そのものに対しての天の警告とも思われる大惨事であります。

今では、被災地の方々のみならず、多くの方々が今をどのように生き、次の世代に有形無形の継承すべきものは何なのか真剣に考えています。こうした中、私たち有志は、実行委員会を立ち上げ、佐川町や教育委員会の後援をいただき、3 月 18 日に映画「明日が消える」と同時に「これまでの放射能被害をこれから」という演題で、隠されたビキニの事件、広がる広島原発の被害、地震と伊方原発の内容で、高知県ビキニ水爆実験被害者調査団の山下正寿氏のドキュメンタル取材による御講演をいただきました。

そのときの入館者は 390 人ほどで、住民の関心は予想以上にあることに気づきました。そのときのアンケート調査に協力してくださった方々の集計等ができましたので、けさほど皆さんにお配りさしていただきましたが、御参考にしてください。

また、3 月 17 日、自民党の河野太郎議員が来高され「脱原発は 2050 年めど」と題して自然エネルギーの導入促進の講演がありました。翌日新聞に少し内容が記載されていたので、御承知の方

も多いと思われますが、改めてここで朗読させていただきます。

脱原発は 2050 年をめど。自然エネルギー推進を強調。自民党エネルギー政策議員連盟で共同代表を務める河野太郎衆議院議員（5 期）が、17 日高知市内で講演。福島第一原発事故を踏まえて、笑いの未来のはずだった日本の原子力は、全くどうにもならなくなったとして 2050 年が脱原発のめど、これに向けて省エネと自然エネルギーの導入を進めるべきだと強調されました。高知エコデザイン地方議員連盟などの主催。

1996 年の初当選から脱原発の道筋を考えてきたという河野氏は、党内で「おまえは自民党か共産党か、はっきりしろ」と言われてきたと笑わせつつ、政府がエネルギー政策の軸に据えてきた核燃料サイクルをつじつまが合わない指摘。地下に 10 万年埋める高レベル放射能廃棄物の管理方法や高速増殖炉の実用化も延期され続けている状況などを問題化した。

さらに、電力会社の利権を守るため、自民党は多額の献金、民主党は労働組合の選挙応援、マスコミは広告、経済産業省は天下り先、学者は研究費をもらっている。みんな電力会社の悪口を言わない流れが続いた。と、原子力村の構造を説明。福島事故で対応を失敗したのは自民党だ。原子力を取り巻く構造をつくったのは自民党。謙虚に反省しないといけないと訴えた。

その上で、2050 年までに原発をゼロにするには、省エネが重要。現在の電気使用量は 4 割の削減が可能として太陽光や小水力バイオマスなどの発電量を増やす必要性を強調。地域に点在する再生可能エネルギーを増やすことは、日本経済を一極集中から地方分散にかえていくことにもつながるはずだ。

という新聞の報道がありました。その会場には、梶原町、本山町、東洋町、中土佐町の町長や副町長等も出席され、真剣に学ばれていましたが、佐川町からの出席者にはお目にかかれなかったのも、とても残念でした。

しかし、この問題は、一刻も早く取り組む必要があるのではないかと思います。先日 6 月 9 日には、土佐町でも小水力発電、県が事業化検討との新聞報道がありました。きょうも大きな新聞報道が、反原発と書いて報道されております。

このようなことについて、今後佐川町としましては、どのような施策をお持ちなのか、お答えください。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えをいたします。まず、原子力発電所の事故、これは、日本のみならずアメリカ、かつてのソビエト、起こっておりますけども、そういったことで私は、その原発の安全神話というのは、これで崩れ去ったというに個人的には考えております。そういったことで、段階的ではあっても、原子力発電というのは、もう私たちの周辺にはなくなってほしいという個人的な見解は持っております。

御案内のように、去る、何日かちょっと時期は忘れましたけど、高知新聞がアンケート、私どもも来ました。34市町村のうち31までが、いわゆる廃止という方向という大きな報道がありましたけども。

やはり方向としては、今だんだんと話がございました河野太郎さんの話もいただきましたけども、やはり人類として、この原子力発電というのはそぐわないということは、私たち全体には見えてきたんじゃないかなあというふうに思う。じゃあ、さてその代替をどうするか、というのは、これは大きな問題でございまして、かつては原子力発電ではなくても、あるいは火力がこんなになくても、この周辺で、水力で電力を賄っておったかなあというな、私、子供のころからそんな思いがいたしますけども。それは、水力というのは非常にシェアが少ないということは御承知のとおりでございします。

そうしたことで、今の文明社会を支えていくのに、やはり経済活動をしていくのに、このエネルギーをどうするかというのは、これは大きな問題だろうと思います。今、政府が、休止中の原発を動かそう、動かそうとしてるのは、やっぱりそういった経済活動に支障を大きく来すというのは大きな要因であろうと。みんなが絶対安心というに、私は、思っていないんじゃないかと。

ただ、今の現状では、何とかやっぱり維持は、ある程度の維持は必要だなと。それが、今の世の中の流れかなと思いますけども。佐川町でどうするかというな話でございします。これはやっぱり、将来的に私は、原子力発電というのはやっぱり、先ほど申し上げました人類が損なわれると、そういうなことを考えたときに、やはり節電もさることながら、新しい代替エネルギーの、それぞれその立場でできる範囲内で進めていくということが大事じゃないかなあというように考えております。

そうしたことで、佐川町でも資源エネルギーのどういう方向とい

うのは、一度方向も出してきております。その中で、太陽光の発電というのは、これは大変効率が悪いということ、非常に評判も悪うございますけども、それを積み重ねることによって、それが大きなエネルギーになるというように私考えておりまして、佐川町としても、遅かったかもわかりませんが、ことしから個人向けの太陽光の発電の補助事業を実施させていただいたわけでございます。

大変関心をもっていただいておりますというに考えておりまして、こうしたことを、これは、やはり町民の皆さん、これは議会の、もちろん理解も要と思います。これは補助といっても税金を使うわけですから。将来、そういった理解が得られれば、やっぱり拡大をしていきながら、自分たちのエネルギーはできるだけ身近でやっていこうということを考えております。

また、森林国、森林県でございますので、バイオマス、こうしたことにも取り組んでいかなければならないということで、御案内のように、庁舎内の冷暖房、今現在、灯油でエネルギー賄っておりますけども、それを木質バイオ、ペレットあたりでできないか、ちょっと検討させていただくということで、今、ことし、いろんな研究を重ねておるところでございます。

そういうことで、1つでも2つでも自分たちでできることを、やっぱり身の回りからやっていくことが、将来、先ほど今橋議員もおっしゃられた、将来見据えた我々の生活を自分たちで守っていくということにつながるんじゃないかなあということでございます。大変さうございますけども、そういう自然のエネルギーをできるだけ活用するような施策にも取り組んでまいりたいというに考えております。

公共施設は、ほんとにはもっとどんどん増やしたいですけども、なかなか補助事業が見あたりませんので、これ今後、国なり県なり、そういった方向を見据えて、やはり公共施設にもそういうものを取り組んでまいりたいというように考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

11 番 （今橋 壽子君）

けさほど役場へ来ましたら、車がいっぱい、なかなか車の置き場所がないぐらい、何かなと思ったら、その太陽光の申し込みの方たちだったと思いますが、きょう受け付けされた方が大分いらっしゃると思いますが、どれくらい受け付けられましたか、わかりませ

ん。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

きょう来ていただいた方 40 名だと聞いております。

11 番 （今橋 壽子君）

予算は 1,000 万かね、組まれているのがね。そしたら当然 40 名の方ということになると。なかなか行き当たりませんわね。というのは、それだけ住民は関心度があると思われまし、この勢いというのも大事にしなければならないのではないかと思います、これを補正予算を組んでまで幅を多くに広げるというようなお考えはございませんでしょうか。きょうの結果を見まして。

町長 （榎並谷 哲夫君）

お答えいたします。私たちの周辺見ても、比較的、個人で太陽光をつけてるところは少のうございまして、やや関心がないのかなという思いがいたしまして、果たして希望者がどれくらい来るとというのは、大変不安な面もありましたけども、今、課長からもお話がありましたように、なかなか今の 1,000 万だけでは賄い切れないくらいの希望者があったというに判断をいたしております。

今後のことにつきましては、これは当然、私がやるというふうには、なかなかまいりませんので、当初からそういう方向でありましたら、また補正でも考えさしていただいて、拡大をしていけたらと、そんな今現在のところは、そんな思いでございます。

また、議員さん方の御意見も、また町民からの御意見も踏まえて、先ほど、前段で申し上げました、これはあくまで補助と申ししても税金ということですから、それぞれの理解が得ないと、なかなか進めないということもございますから、そういうふうに理解を願いたいと思います。

11 番 （今橋 壽子君）

今まで、3 点ほど質問もさしていただきましたが、やはり今まで物質社会を優先してきたことの転換の時期だと思います。やはり命あつての皆の幸せだと思いますので、いろんな分野で、もっと小さな命に向けて、そしてまた自分たちの命に向けて、皆が最新の知恵を出して行って、佐川町で住んでよかった町にしていきたいと私自身も考えておりますので、執行部の皆さんもまず住民の視点になって、自分たちの町を愛する気持ちでいろんな分野へ参加していただいて、知恵を出し合って頑張っていきたいと思いますので、今後よ

ろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長 （永田 耕朗君）

以上で、11 番今橋壽子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

次の会議を、12 日の午前 9 時とします。

延会 午後 3 時 54 分

